# 令和3年食中毒発生状況（概要版）

# 食中毒事件数・患者数の推移（全体）

| | 事件数 | 患者数 | 死亡者数 |
|---|---|---|---|
| R1年 | 1,061 | 13,018 | 4 |
| R2年 | 887 | 14,613 | 3 |
| R3年 | 717 | 11,080 | 2 |

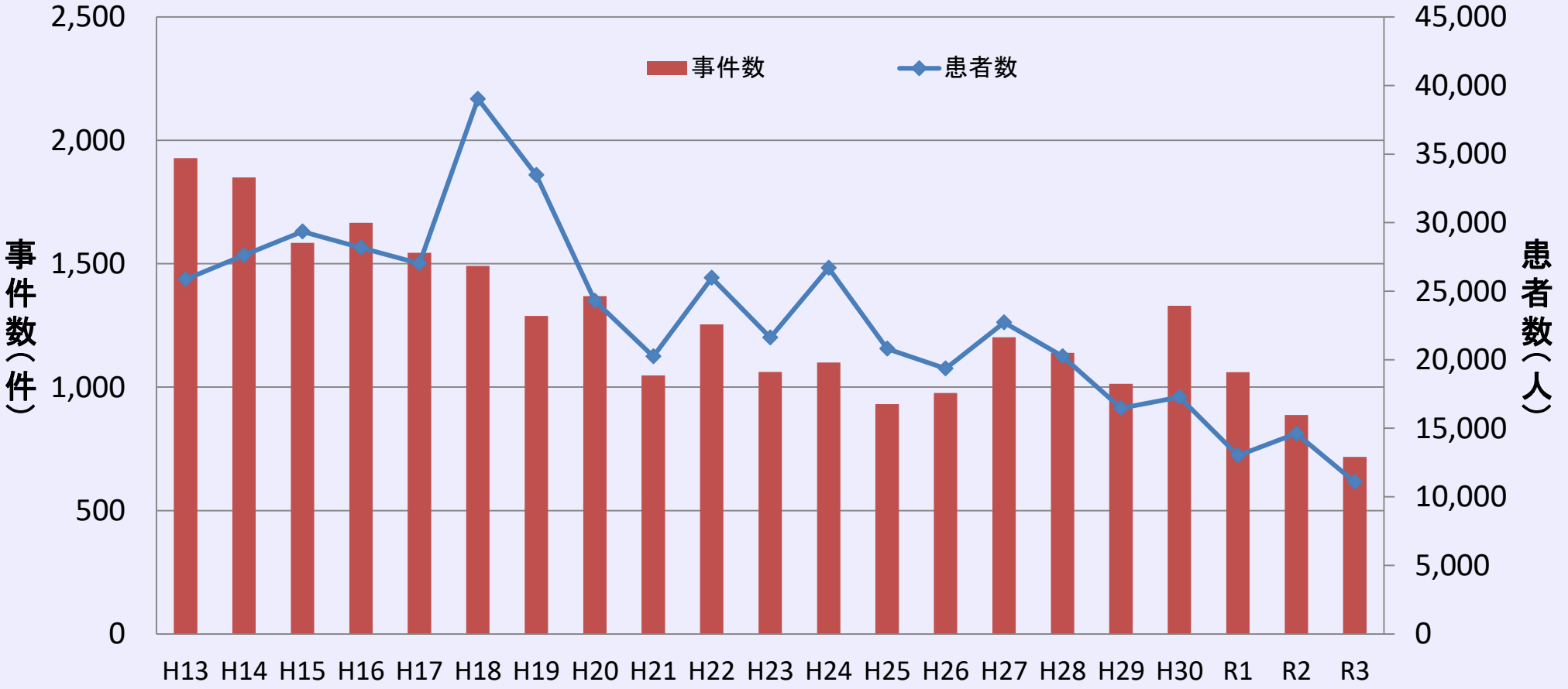


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 食中毒事件数・患者数の推移（患者数2人以上の事例）

| | 事件数 | 患者数 | 死亡者数 |
|---|---|---|---|
| R1年 | 689 | 12,646 | 2 |
| R2年 | 452 | 14,178 | 2 |
| R3年 | 340 | 10,703 | 1 |

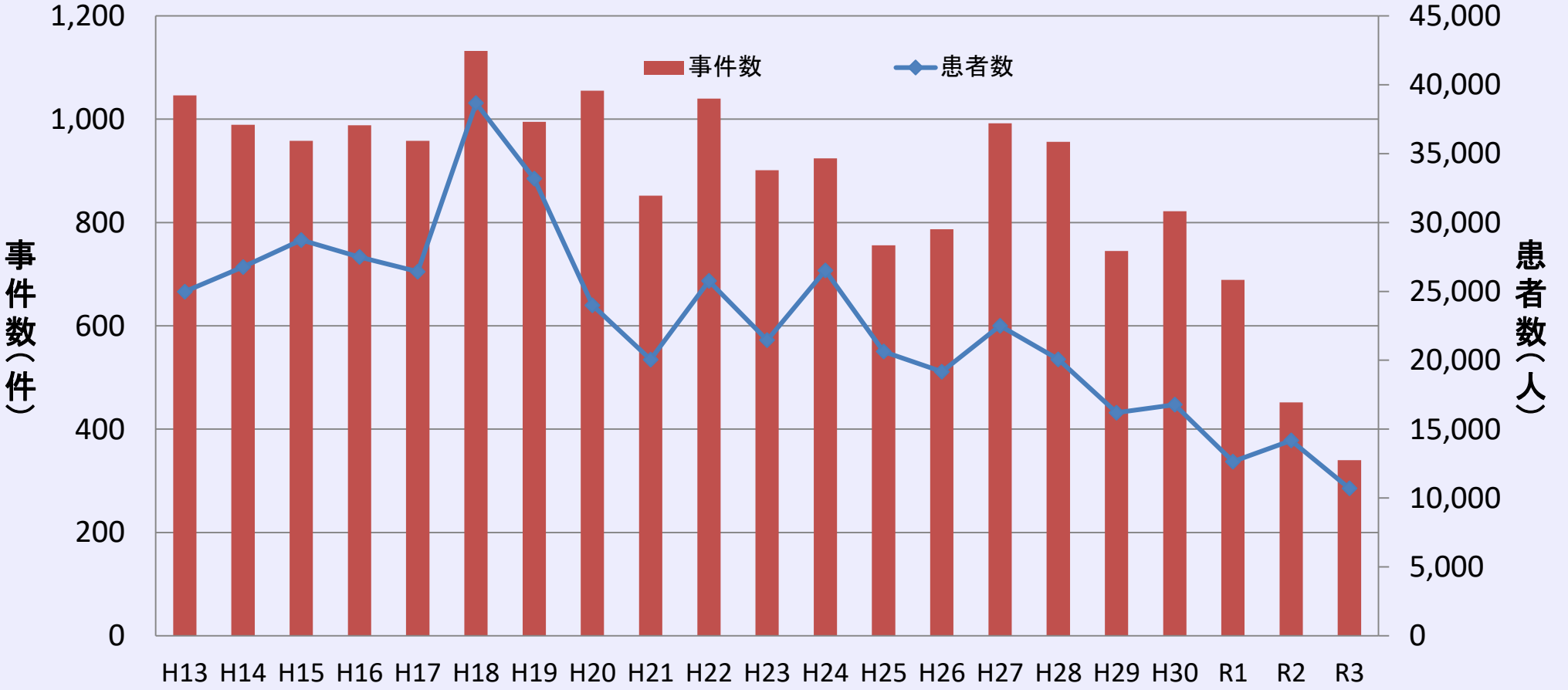


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 患者数500人以上の食中毒事例（令和3年）

| | 原因施設<br>都道府県 | 発病年月日 | 原因施設<br>種別 | 原因食品 | 病因物質名 | 患者<br>数 | 死者<br>数 | 摂食者<br>数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 富山市 | 2021/6/16 | 製造所 | 牛乳 | 病原大腸菌OUT:<br>H18(疑い) | 1,896 | 0 | 6,243 |
| 2 | 倉敷市 | 2021/4/30 | 仕出屋 | 不明（4月26日～29日に提供された給食弁当） | ノロウイルスGⅡ | 2,545 | 0 | 6,453 |

# 死者が発生した食中毒事例（令和3年）

| | 都道府県 | 発病年月日 | 原因施設<br>種別 | 原因食品名 | 病因物質種別 | 患者数 | 死者数 | 摂食者<br>数 | 死者年齢 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小樽市 | 2021/5/26 | 家庭 | イヌサフラン | 自然毒<br>植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 | 男:70歳～ |
| 2 | 沖縄県 | 2021/4/14 | 事業場<br>給食施設<br>老人ホーム | 4月13日に調理された春雨の和え物 | 細菌<br>サルモネラ属菌 | 11 | 1 | 179 | 男:70歳～ |

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 年齢階級別食中毒患者数（令和元年～令和3年）

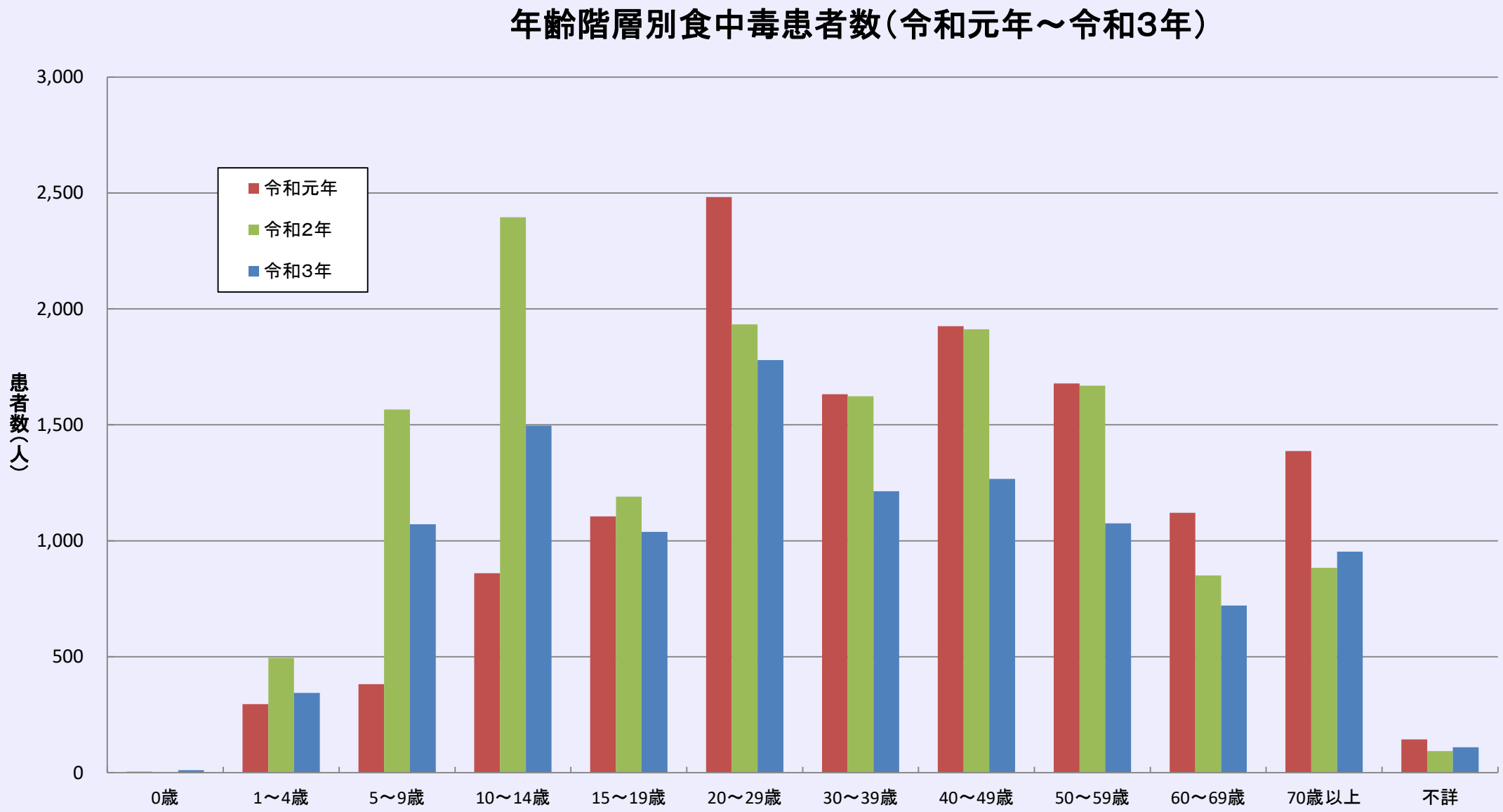


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）8ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 月別発生状況

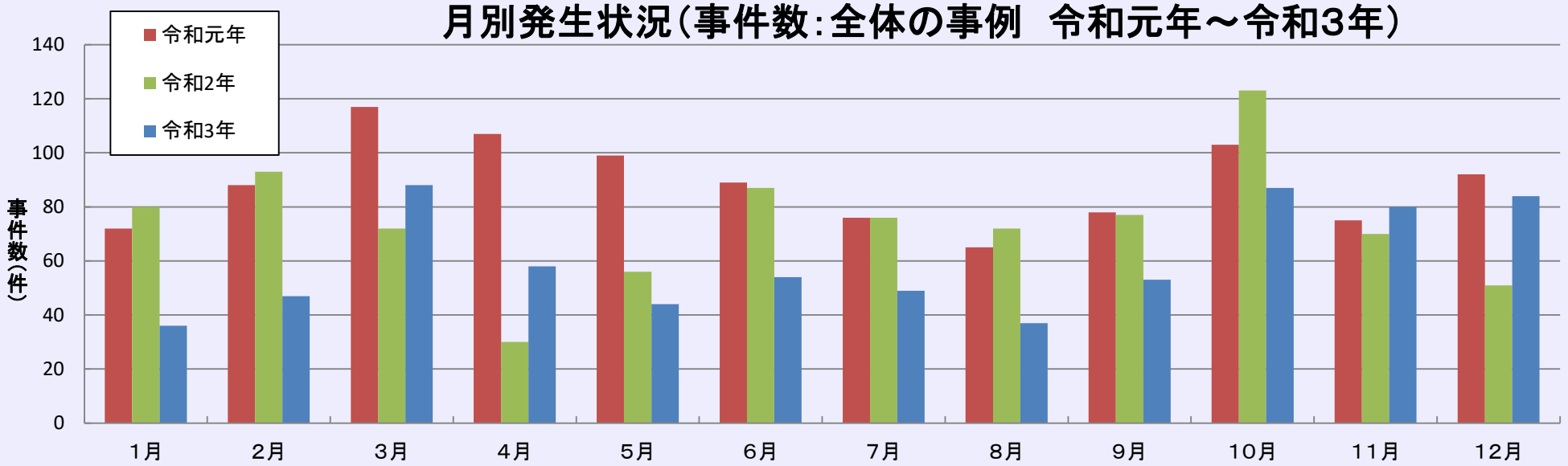


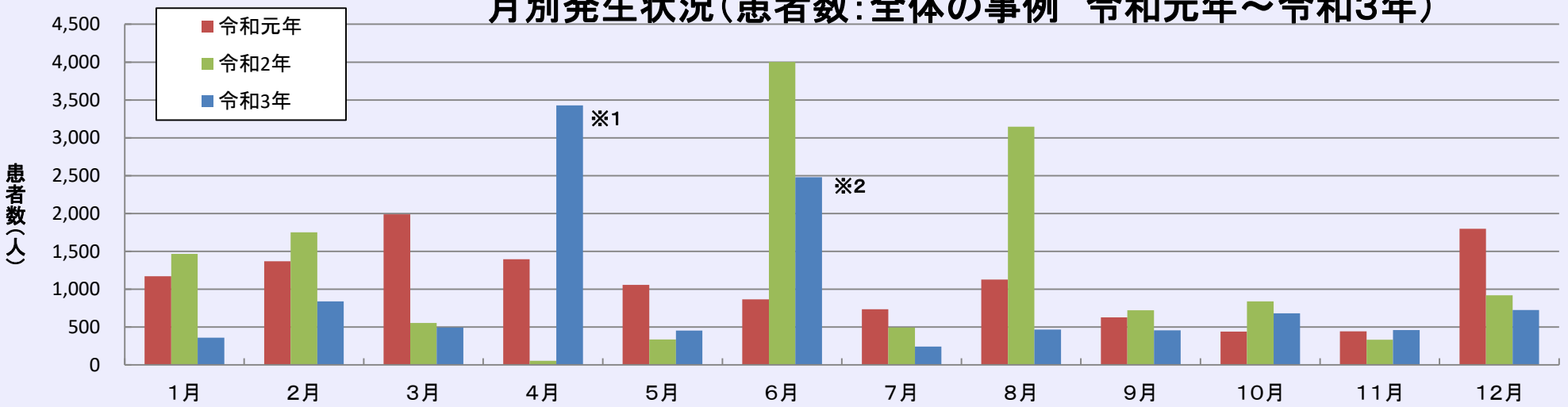


※1：倉敷市仕出し弁当による集団食中毒事件（患者2,545人）
※2：富山市牛乳による集団食中毒事件（患者1,896人）

詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）10・14ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】病因物質別事件数の月別発生状況（令和元年～令和3年）

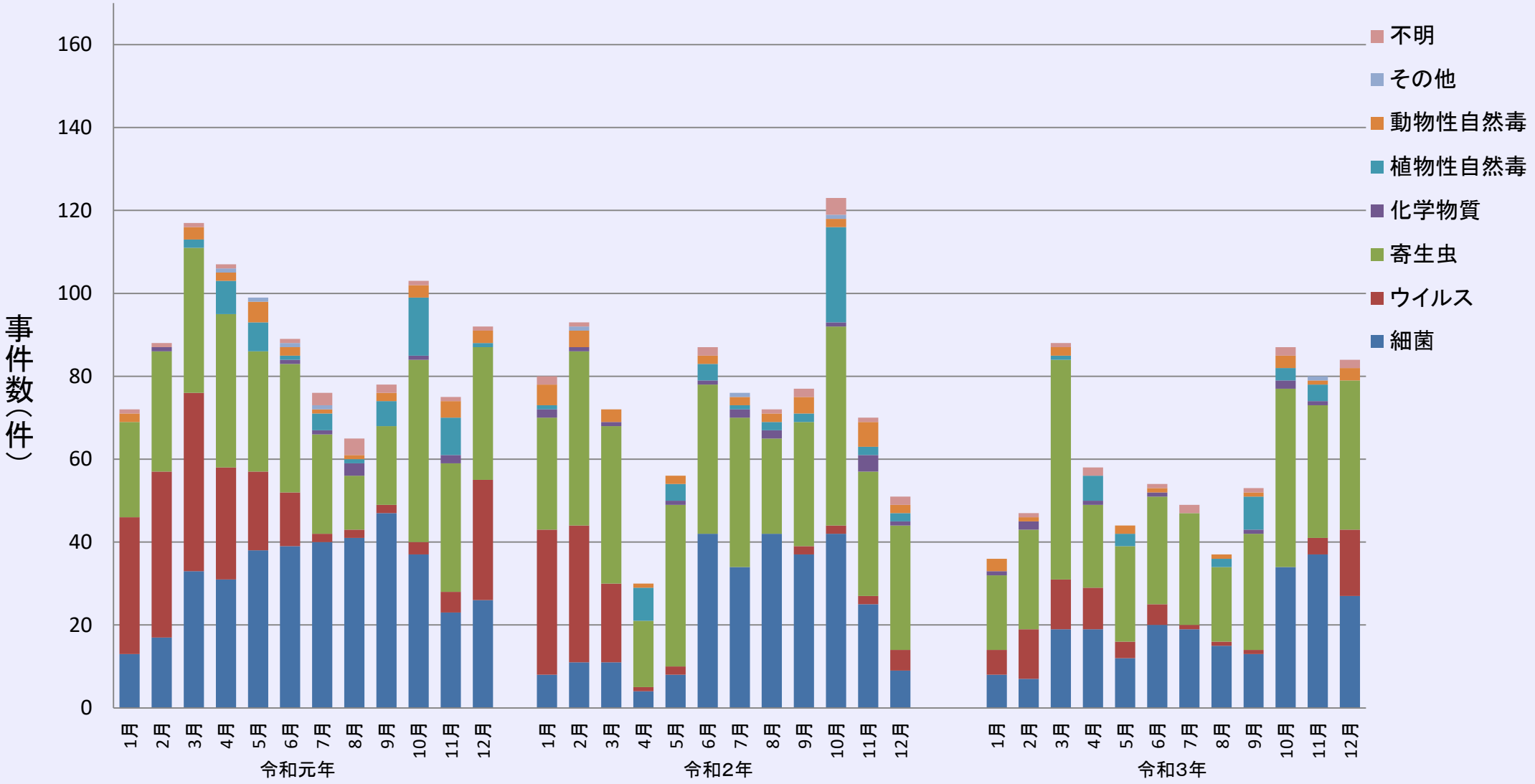


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）12・13ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】病因物質別事件数の月別発生状況（令和元年～令和3年）

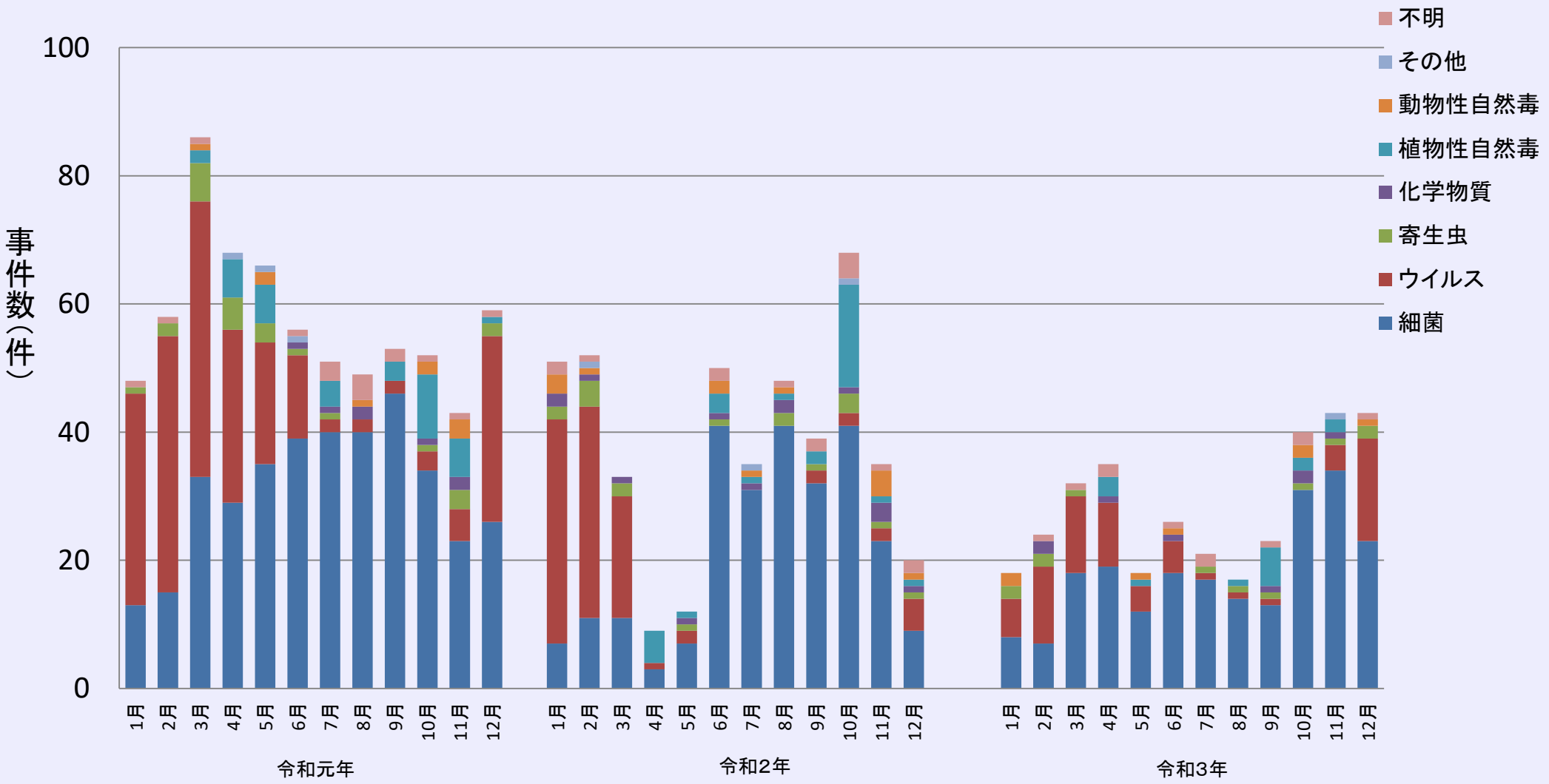


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）12・13ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 病因物質別患者数の月別発生状況（令和元年～令和3年）

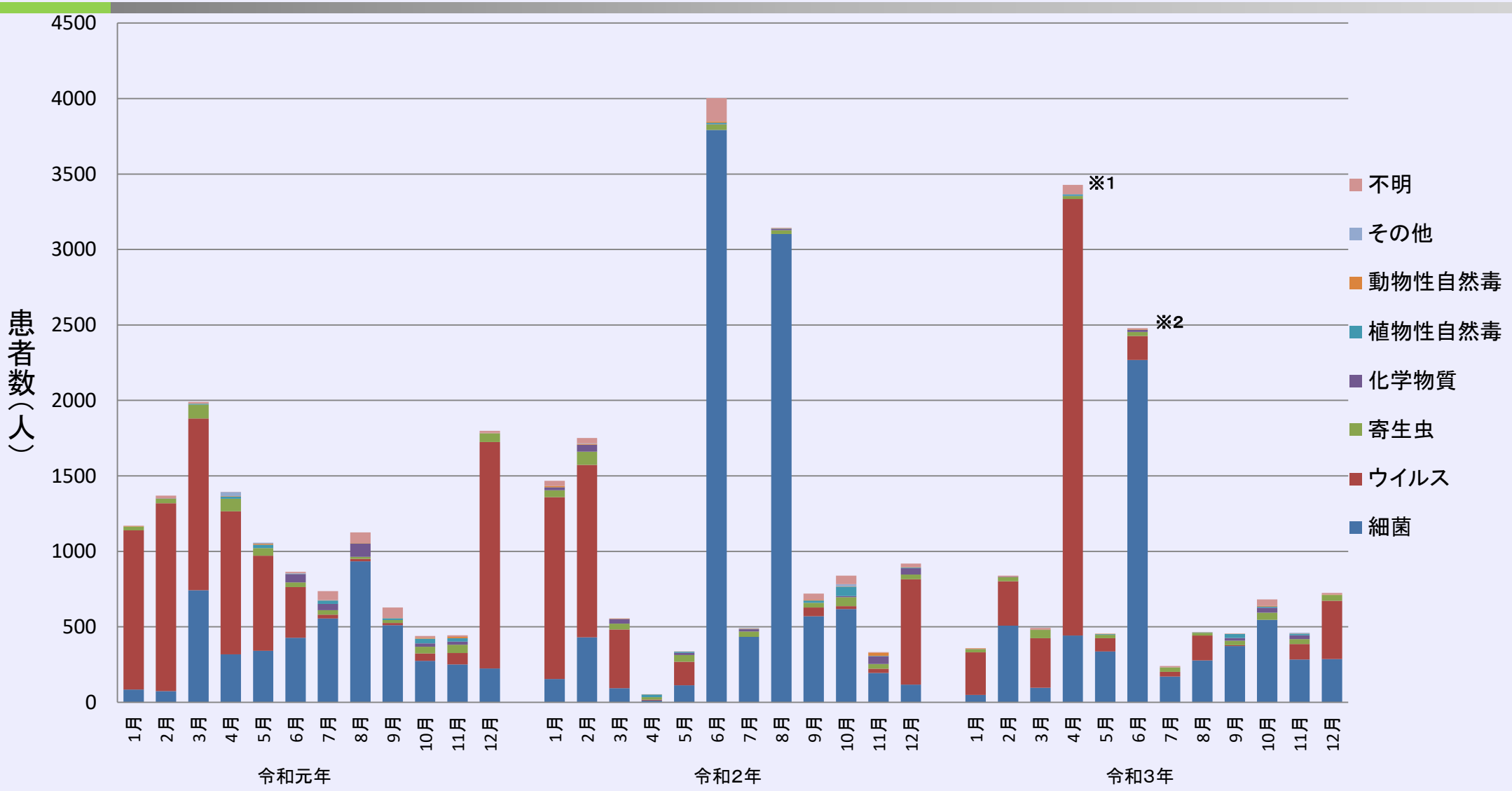


※1：倉敷市仕出し弁当による集団食中毒事件（患者2,545人）
※2：富山市牛乳による集団食中毒事件（患者1,896人）

詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）16・17ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】原因施設別事件数（令和3年）

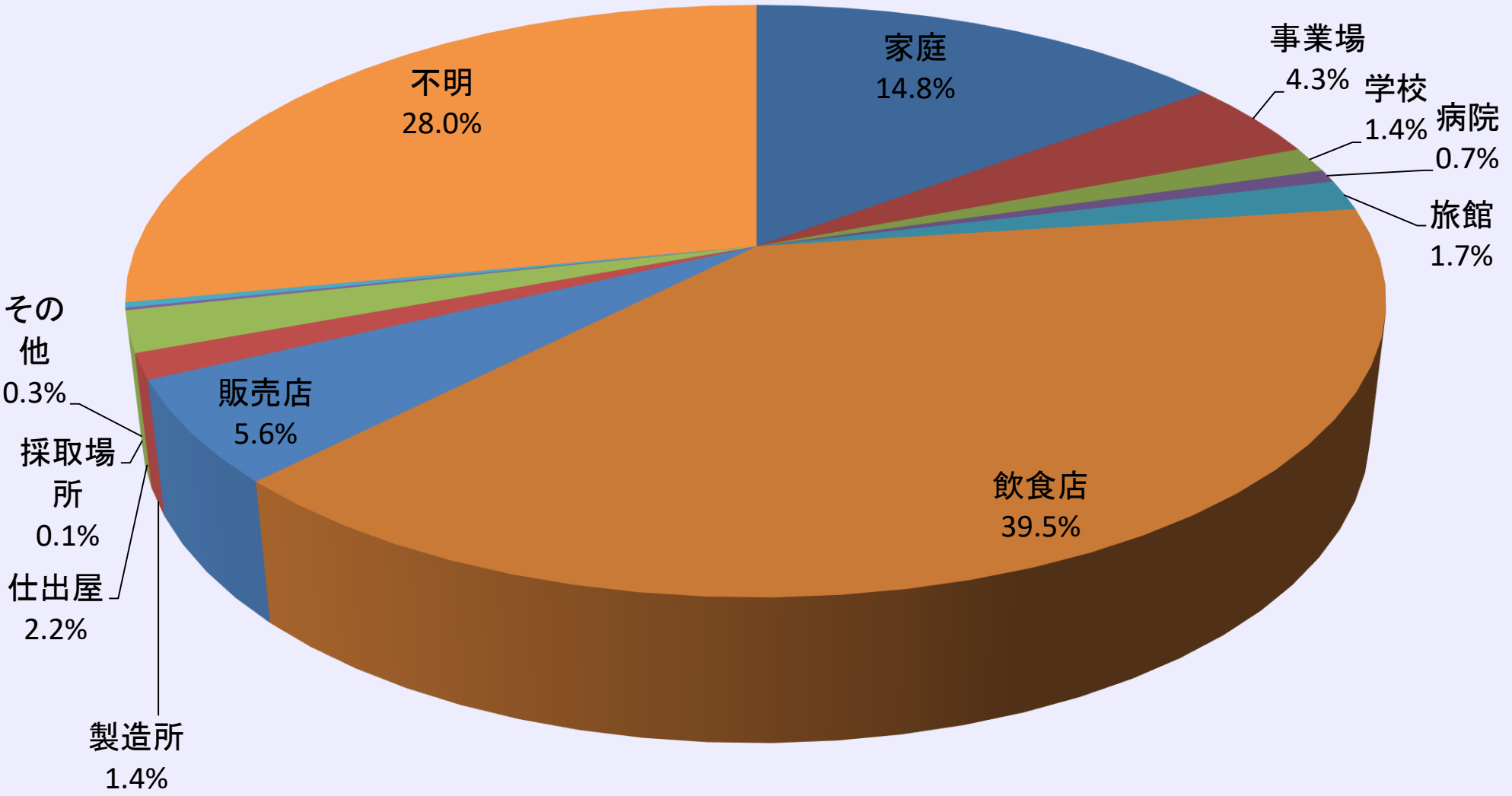


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）18ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】原因施設別事件数（令和3年）

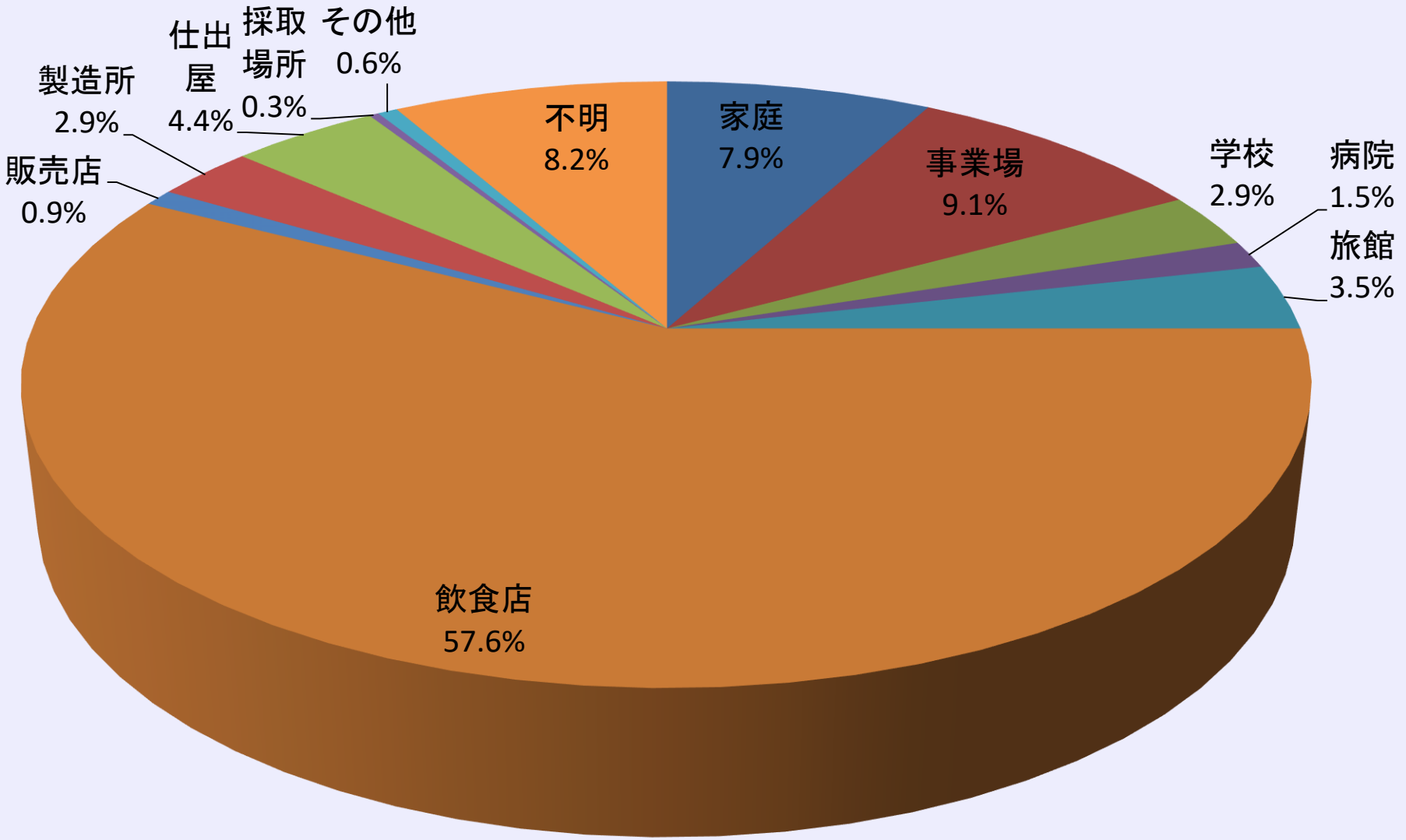


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）18ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】原因施設別患者数（令和3年）

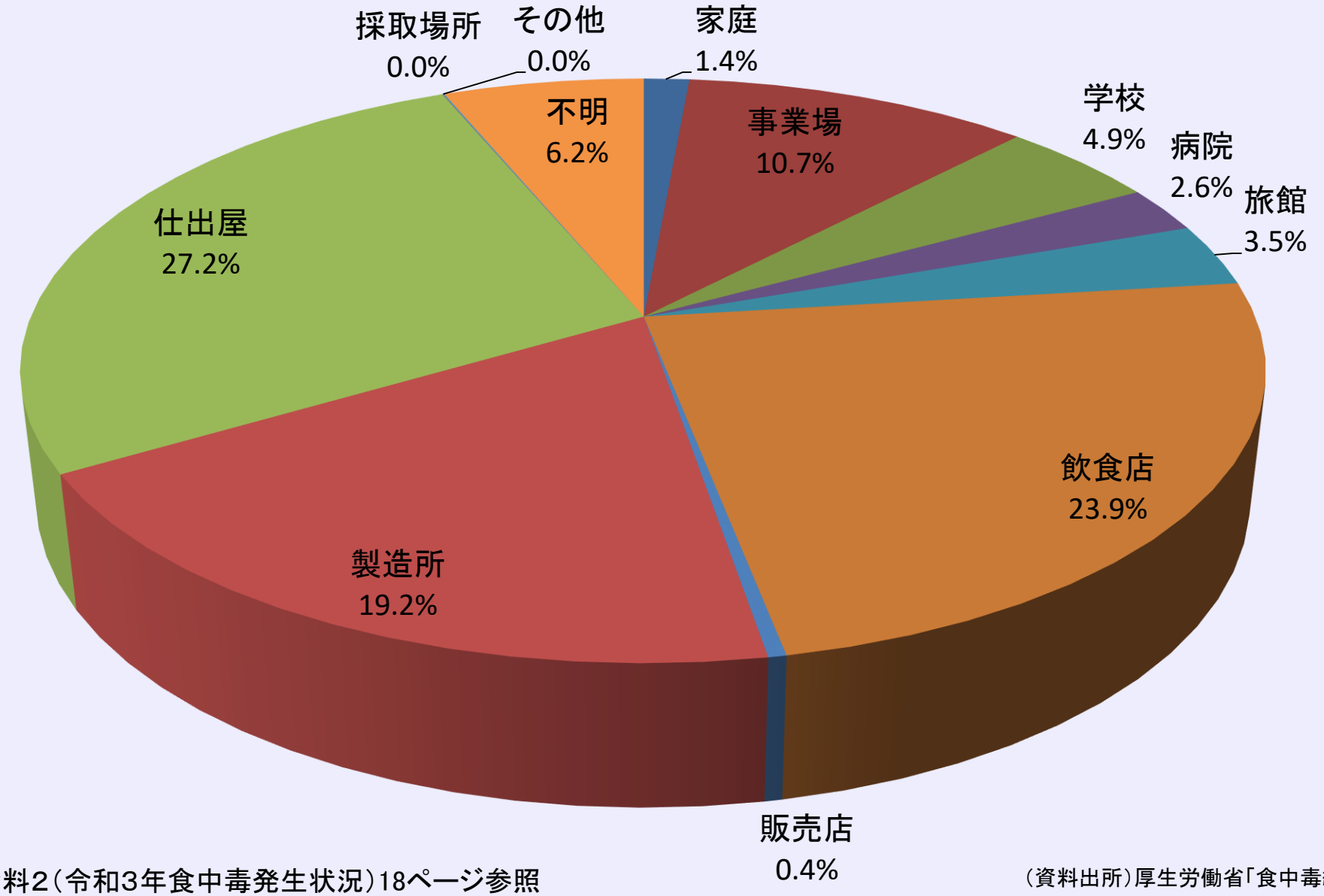


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）18ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】原因施設別患者数（令和3年）

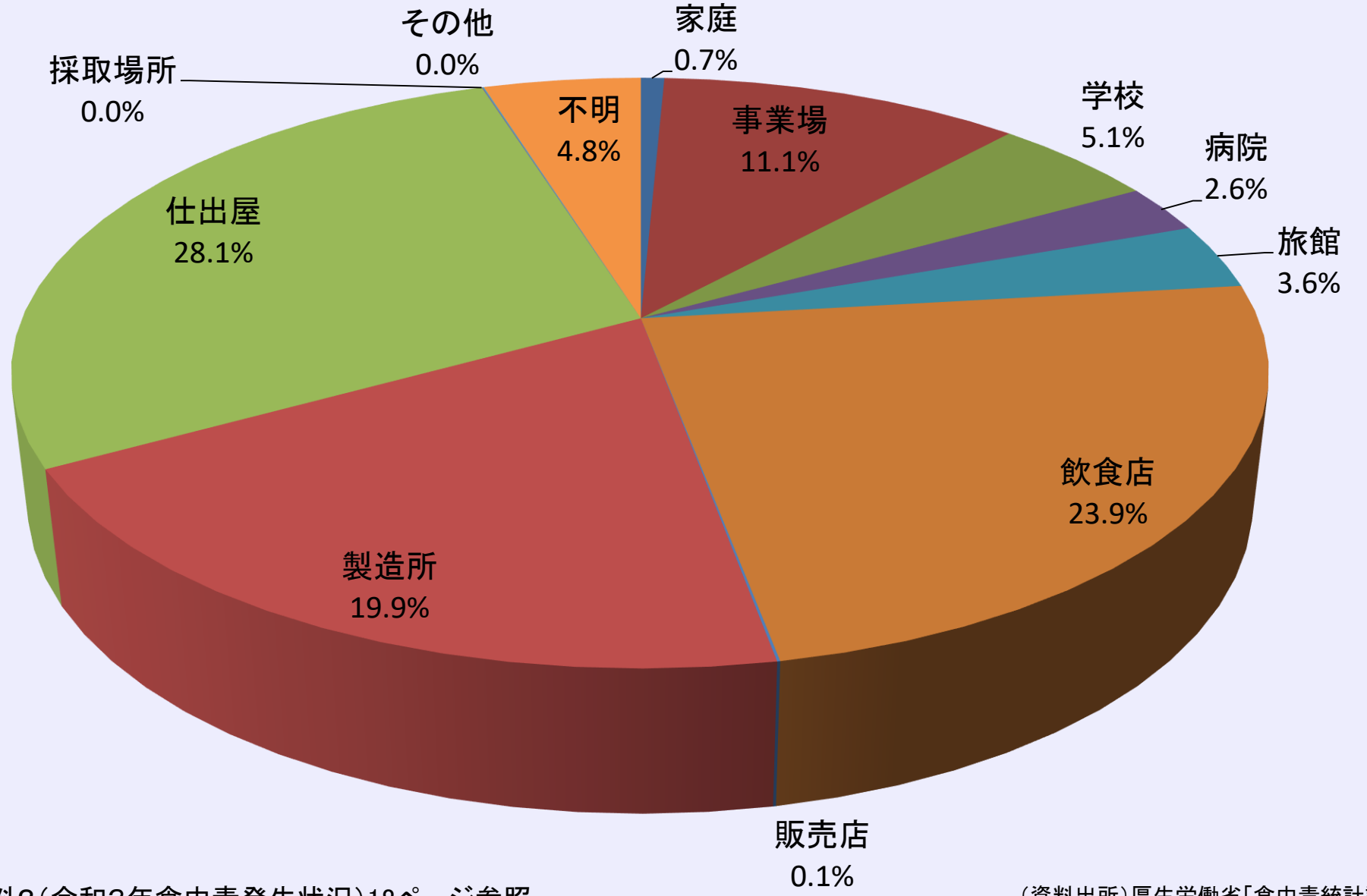


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）18ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】原因食品別事件数（令和3年）

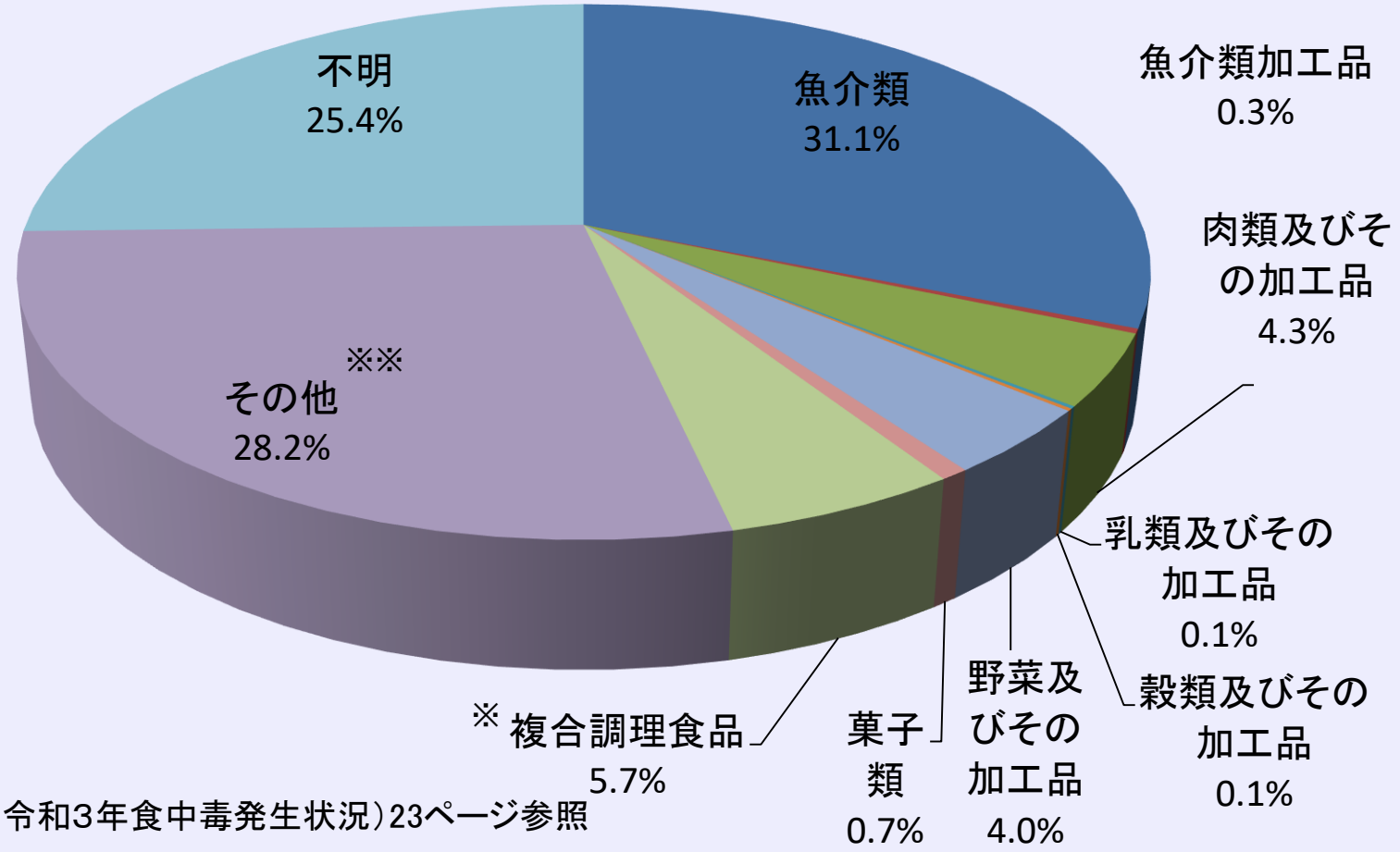


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）23ページ参照

※複合調理品：コロッケ、ギョウザ、肉と野菜の煮付け等食品そのものが2種以上の原料により、いずれをも主とせず混合調理又は加工されているもので、そのうちいずれかが原因食品であるか判明しないもの（「食中毒統計作成要領」より）。

※※その他：上記分類のいずれにも該当しない全ての食品。酒精飲料、氷菓並びに藻類及びこれらの調理品又は加工品等（「食中毒統計作成要領」より）。また、「〇月〇日の食事」等の食事特定の事例を含む。

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】原因食品別事件数（令和3年）

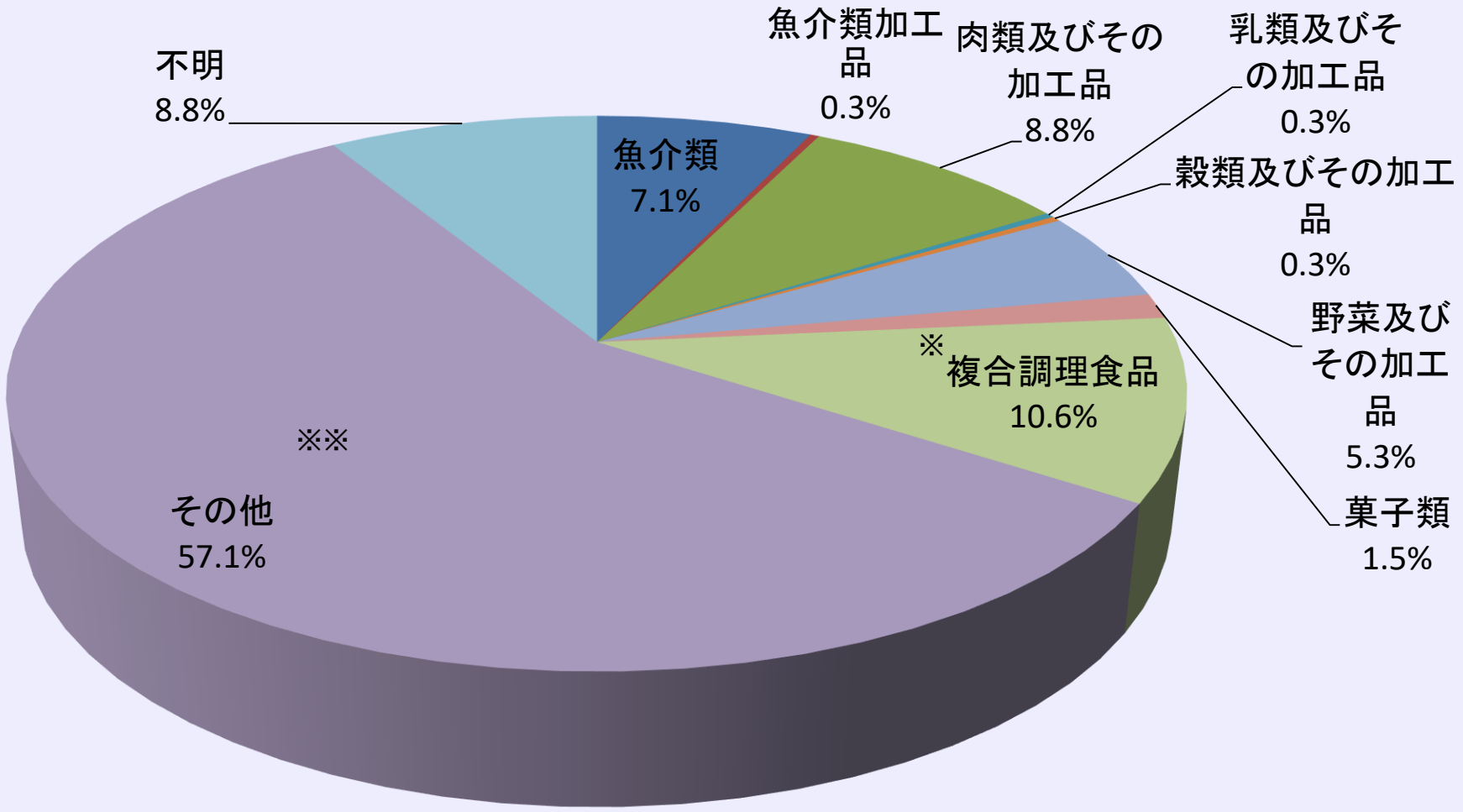


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）23ページ参照

※複合調理品：コロッケ、ギョウザ、肉と野菜の煮付け等食品そのものが2種以上の原料により、いずれをも主とせず混合調理又は加工されているもので、そのうちいずれかが原因食品であるか判明しないもの（「食中毒統計作成要領」より）。

※※その他：上記分類のいずれにも該当しない全ての食品。酒精飲料、氷菓並びに藻類及びこれらの調理品又は加工品等（「食中毒統計作成要領」より）。また、「〇月〇日の食事」等の食事特定の事例を含む。

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】原因食品別患者数（令和3年）

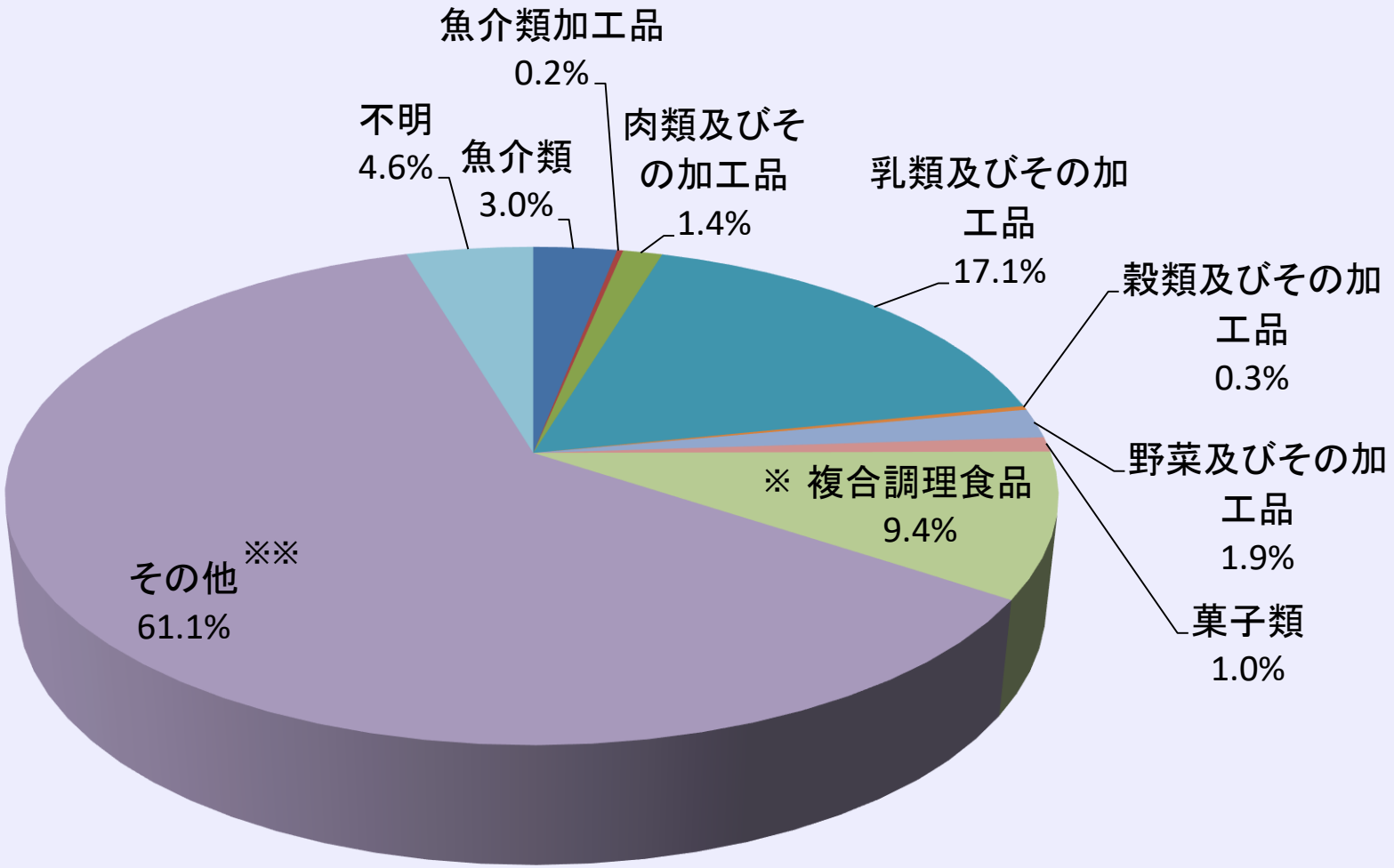


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）23ページ参照

※複合調理品：コロッケ、ギョウザ、肉と野菜の煮付け等食品そのものが2種以上の原料により、いずれをも主とせず混合調理又は加工されているもので、そのうちいずれかが原因食品であるか判明しないもの（「食中毒統計作成要領」より）。

※※その他：上記分類のいずれにも該当しない全ての食品。酒精飲料、氷菓並びに藻類及びこれらの調理品又は加工品等（「食中毒統計作成要領」より）。また、「〇月〇日の食事」等の食事特定の事例を含む。

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】原因食品別患者数（令和3年）

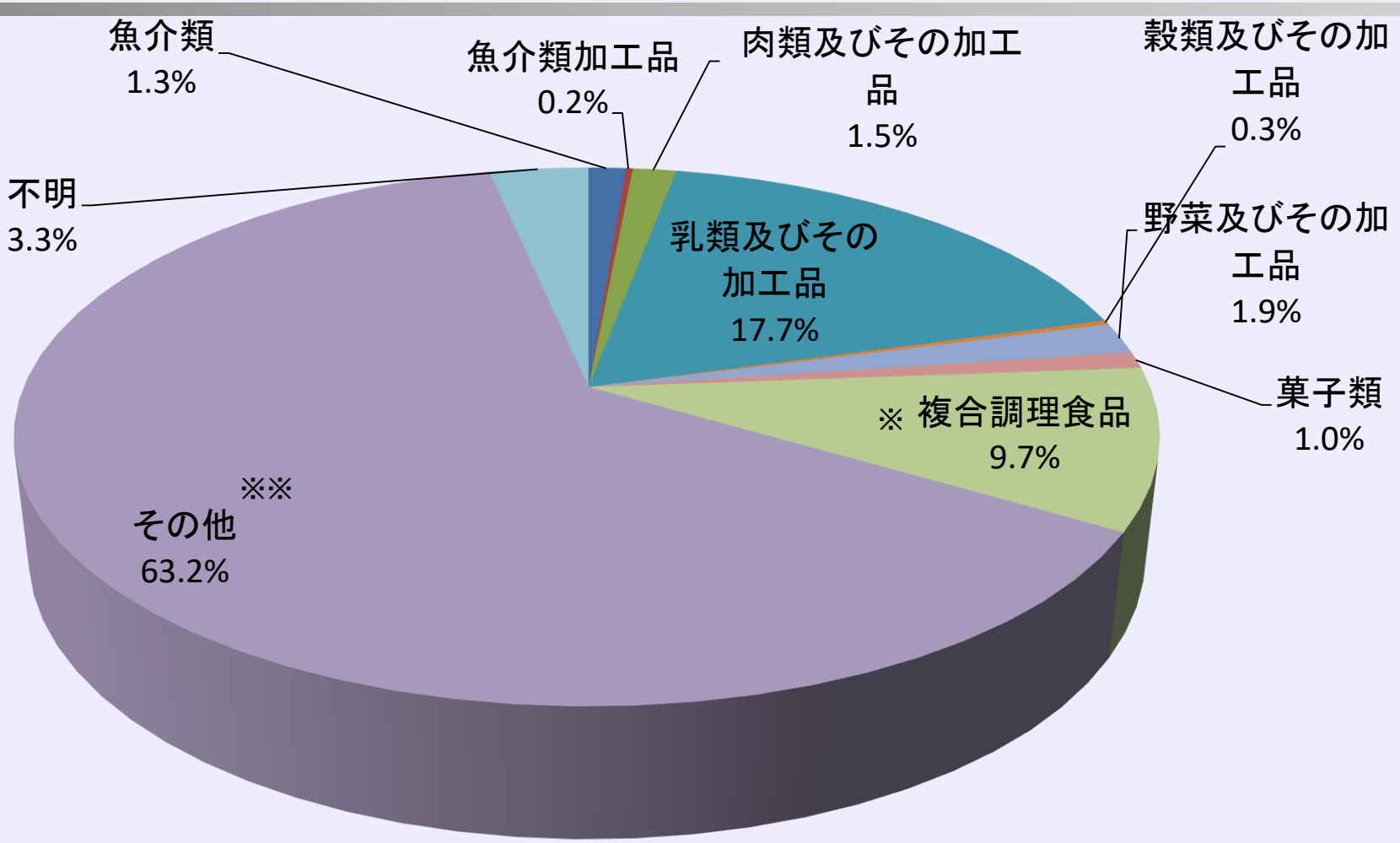


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）23ページ参照

※複合調理品：コロッケ、ギョウザ、肉と野菜の煮付け等食品そのものが2種以上の原料により、いずれをも主とせず混合調理又は加工されているもので、そのうちいずれかが原因食品であるか判明しないもの（「食中毒統計作成要領」より）。

※※その他：上記分類のいずれにも該当しない全ての食品。酒精飲料、氷菓並びに藻類及びこれらの調理品又は加工品等（「食中毒統計作成要領」より）。また、「〇月〇日の食事」等の食事特定の事例を含む。

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 病因物質別事件数の推移

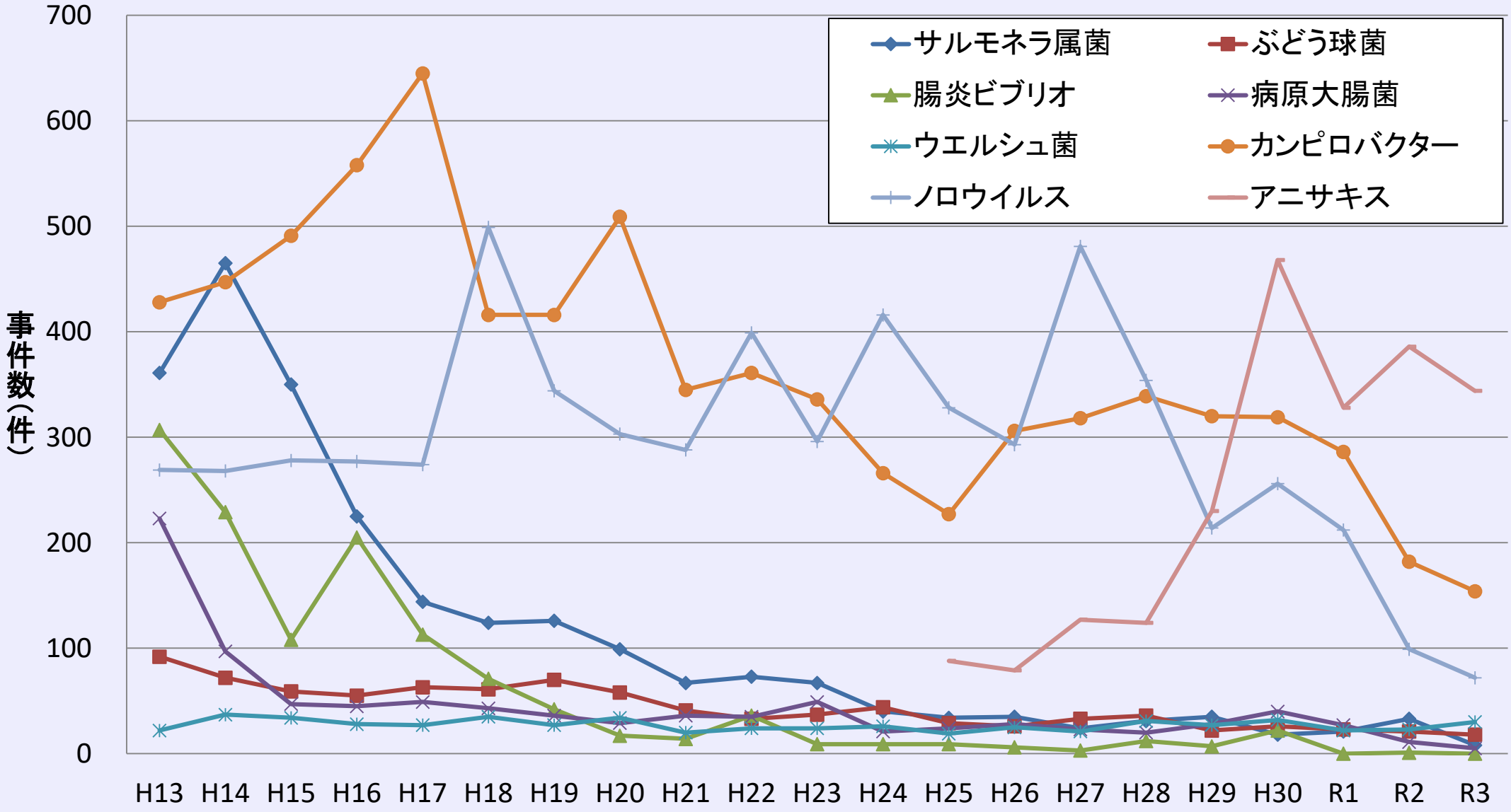


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 病因物質別患者数の推移

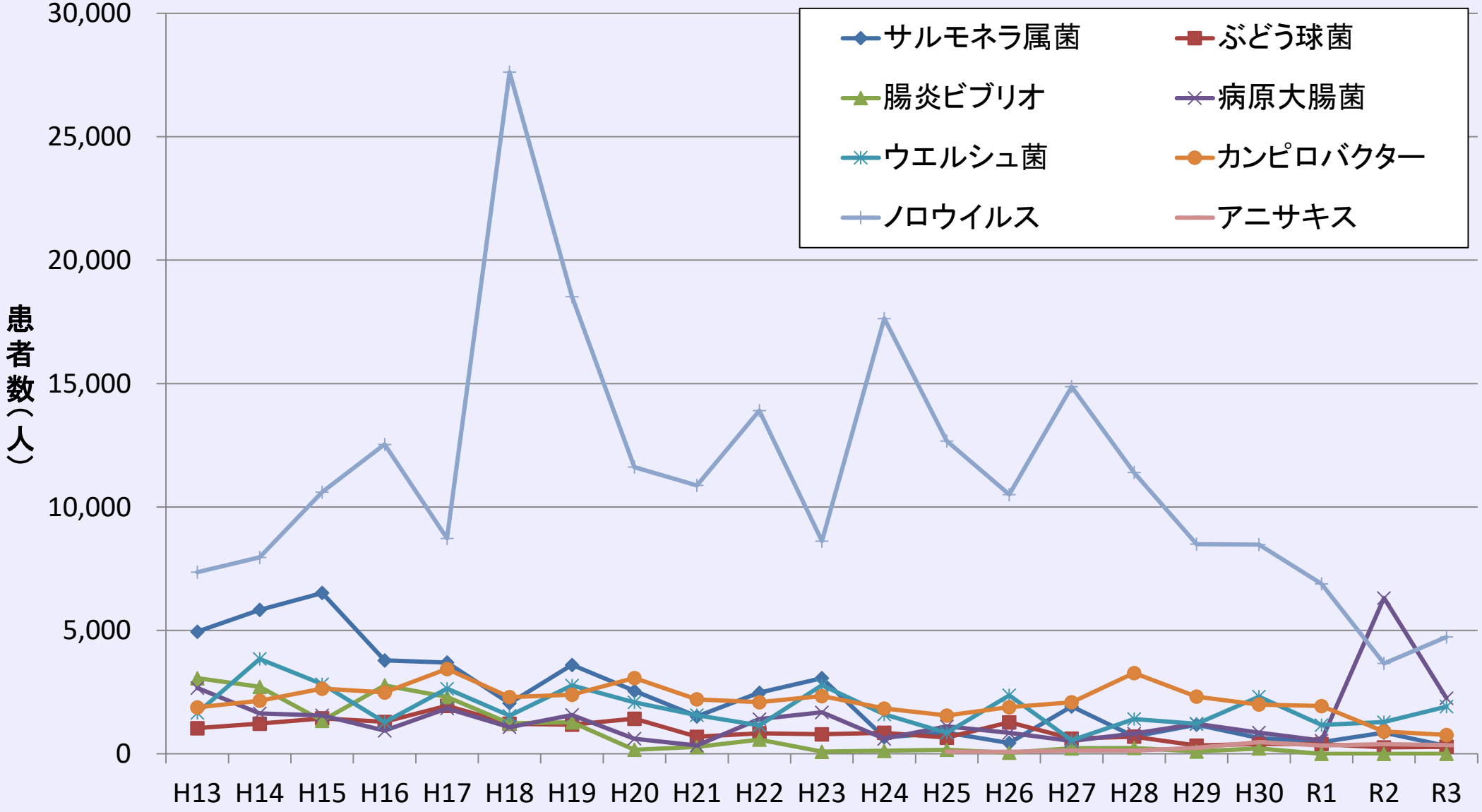


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 病因物質別患者数の推移（細菌のみ抽出）

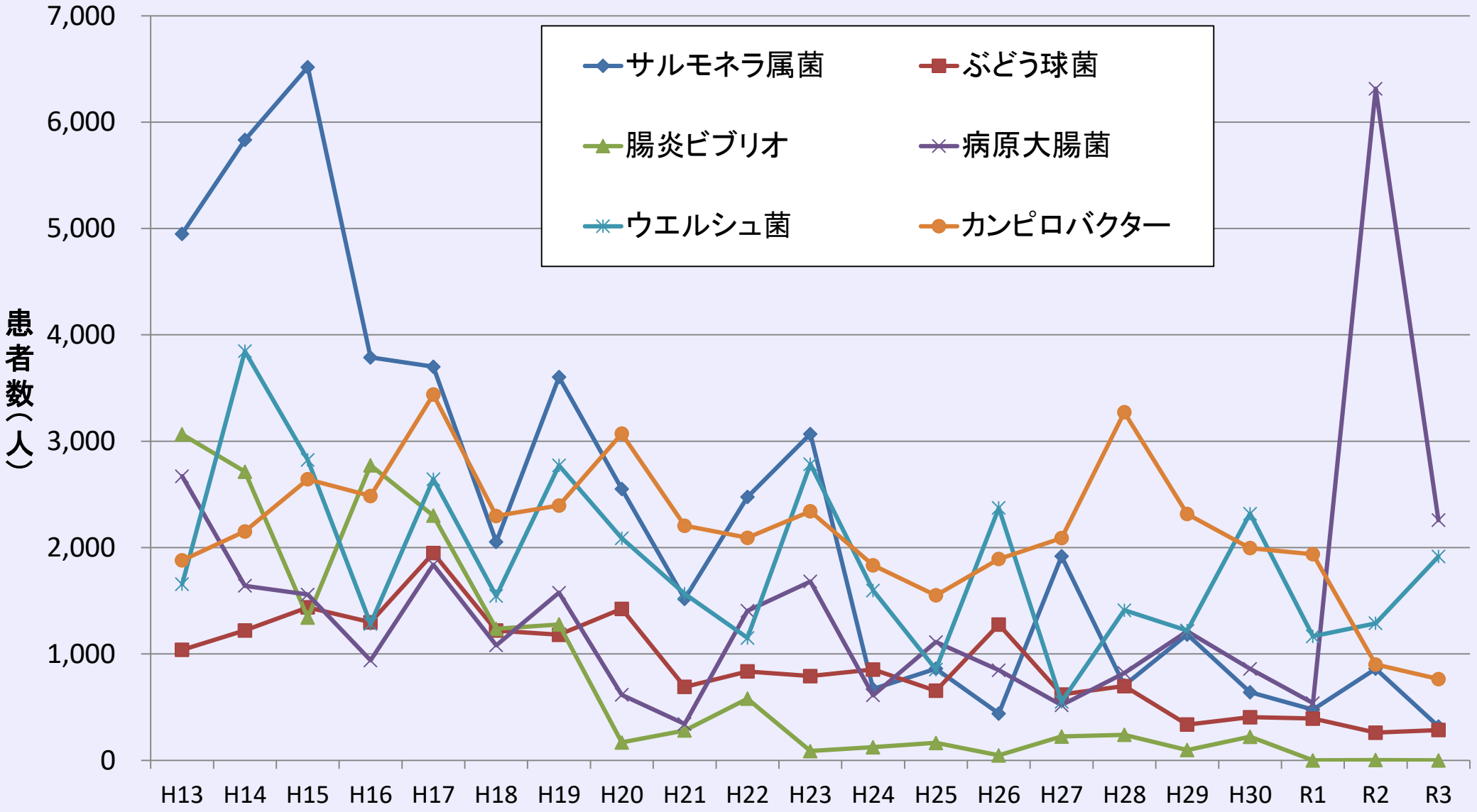


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】病因物質別事件数発生状況（令和3年）

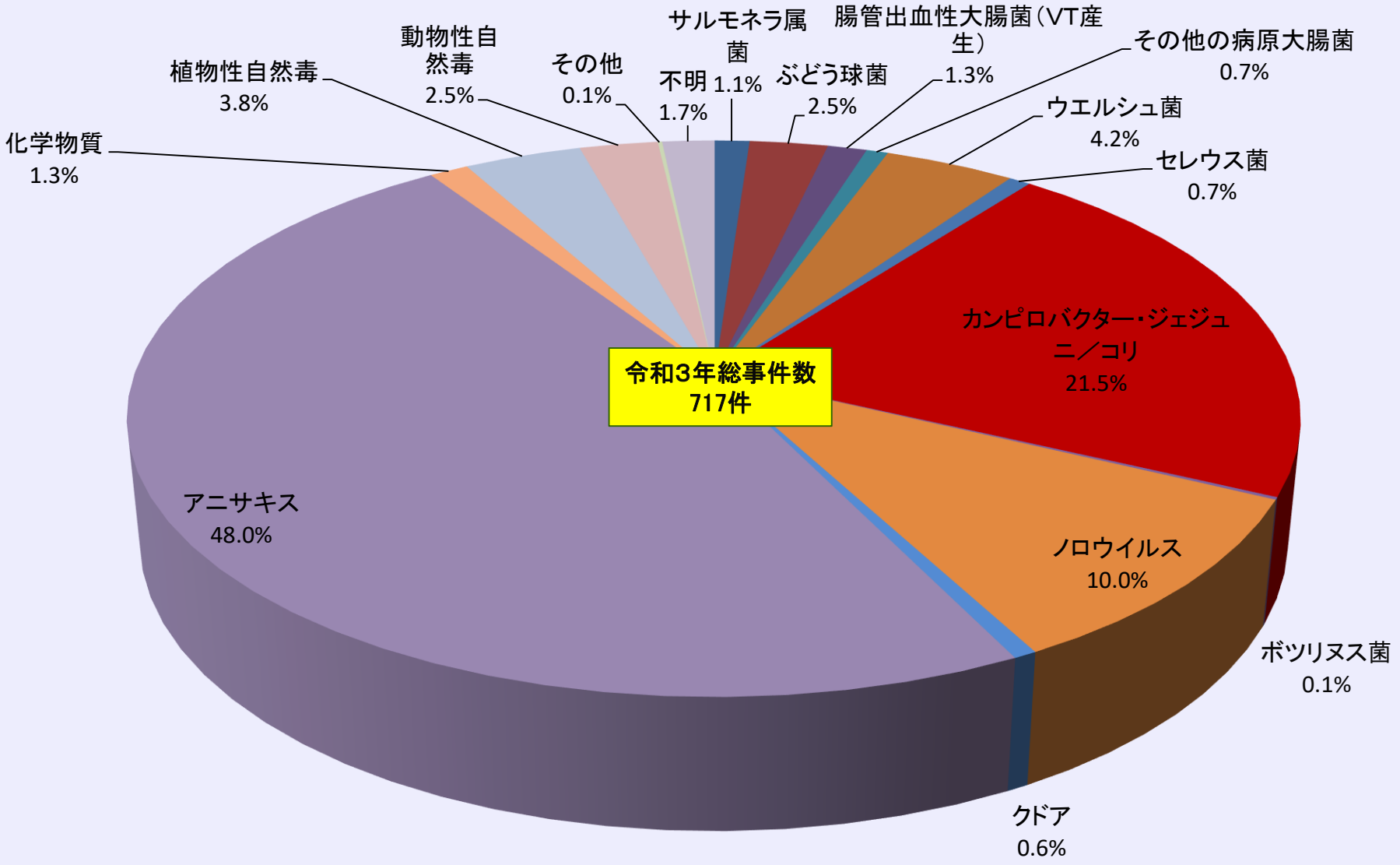


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）28ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】病因物質別事件数発生状況（令和3年）

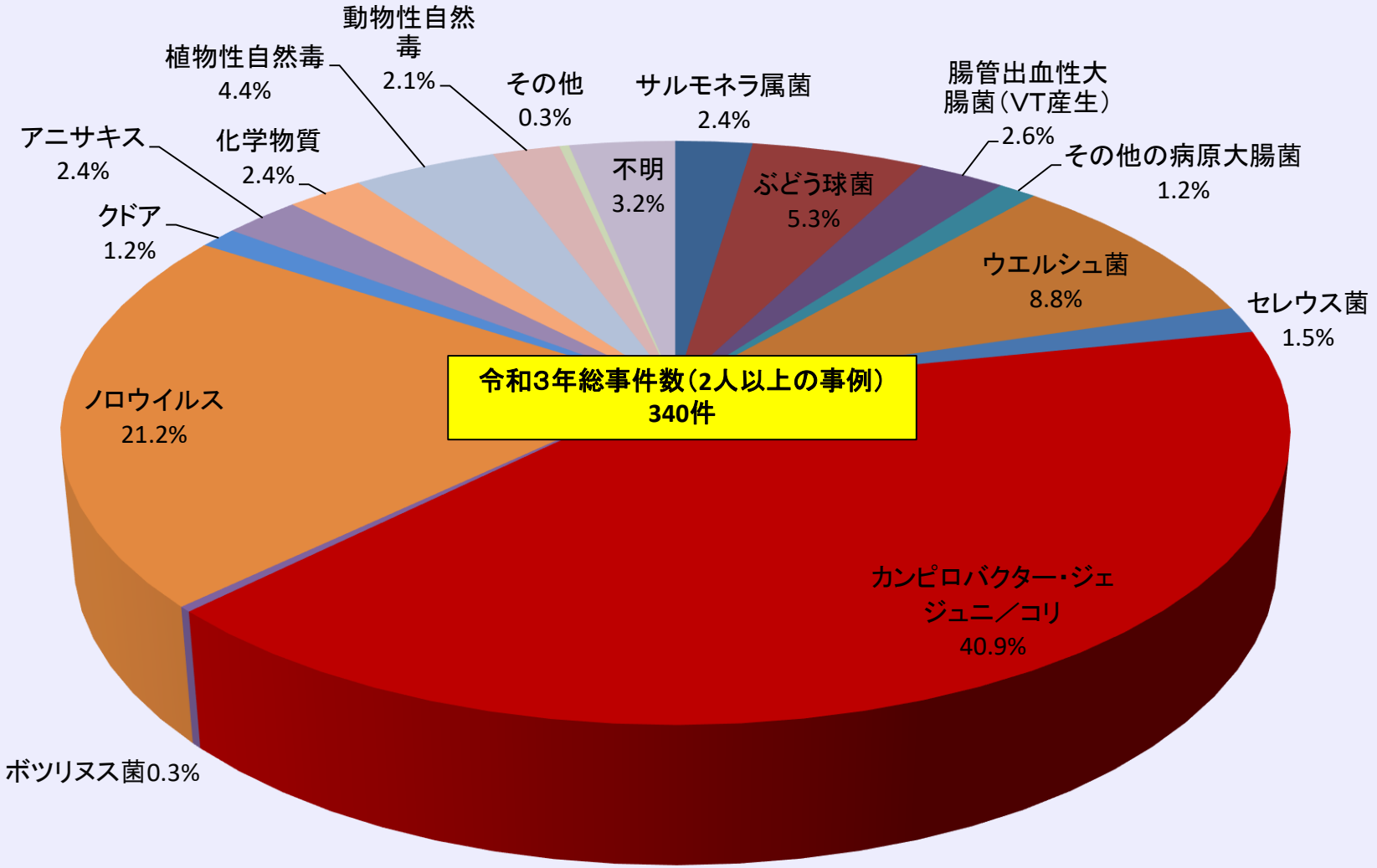


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）28ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【全体】病因物質別患者数発生状況（令和3年）

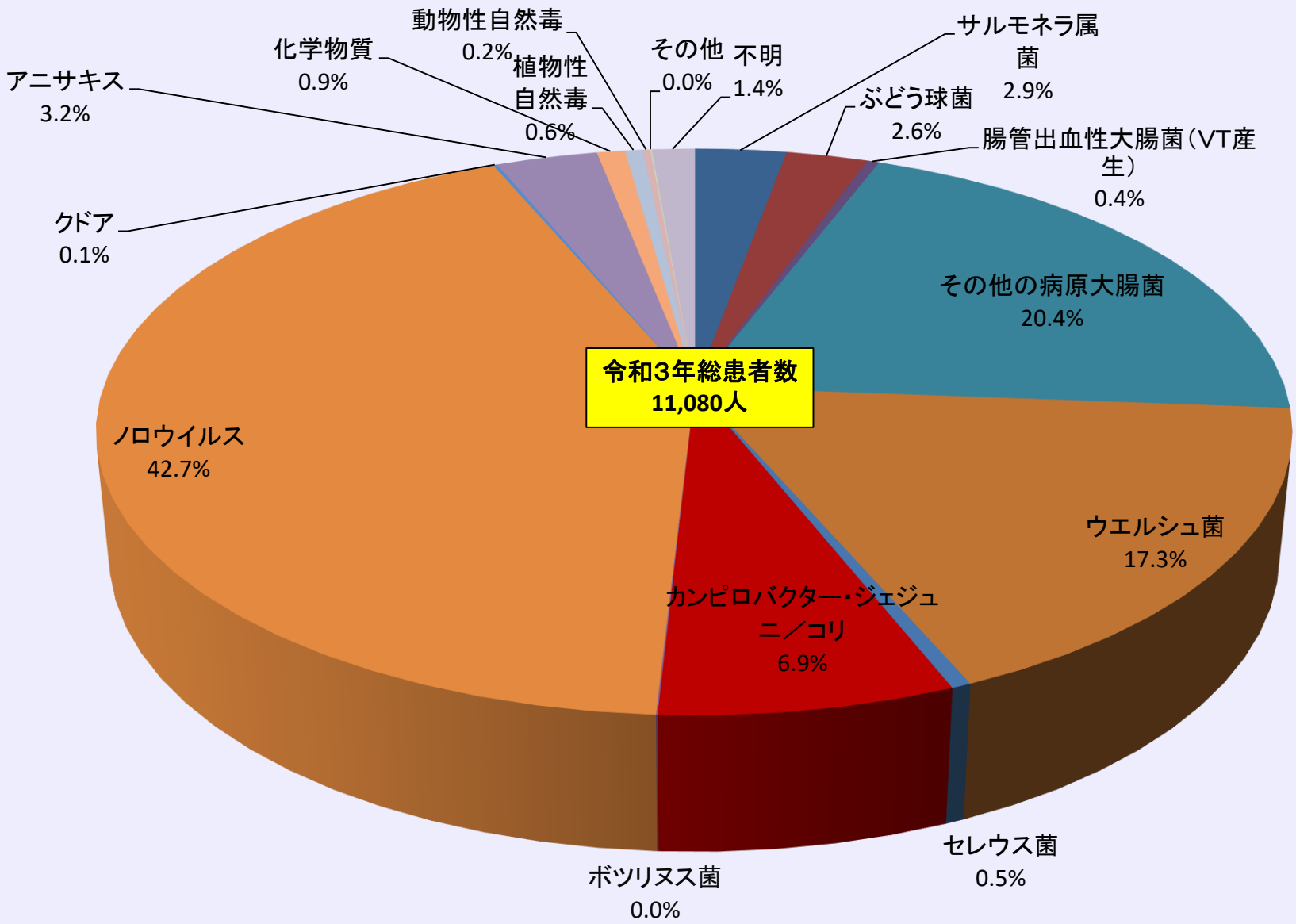


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）28ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 【患者数2人以上】病因物質別患者数発生状況（令和3年）

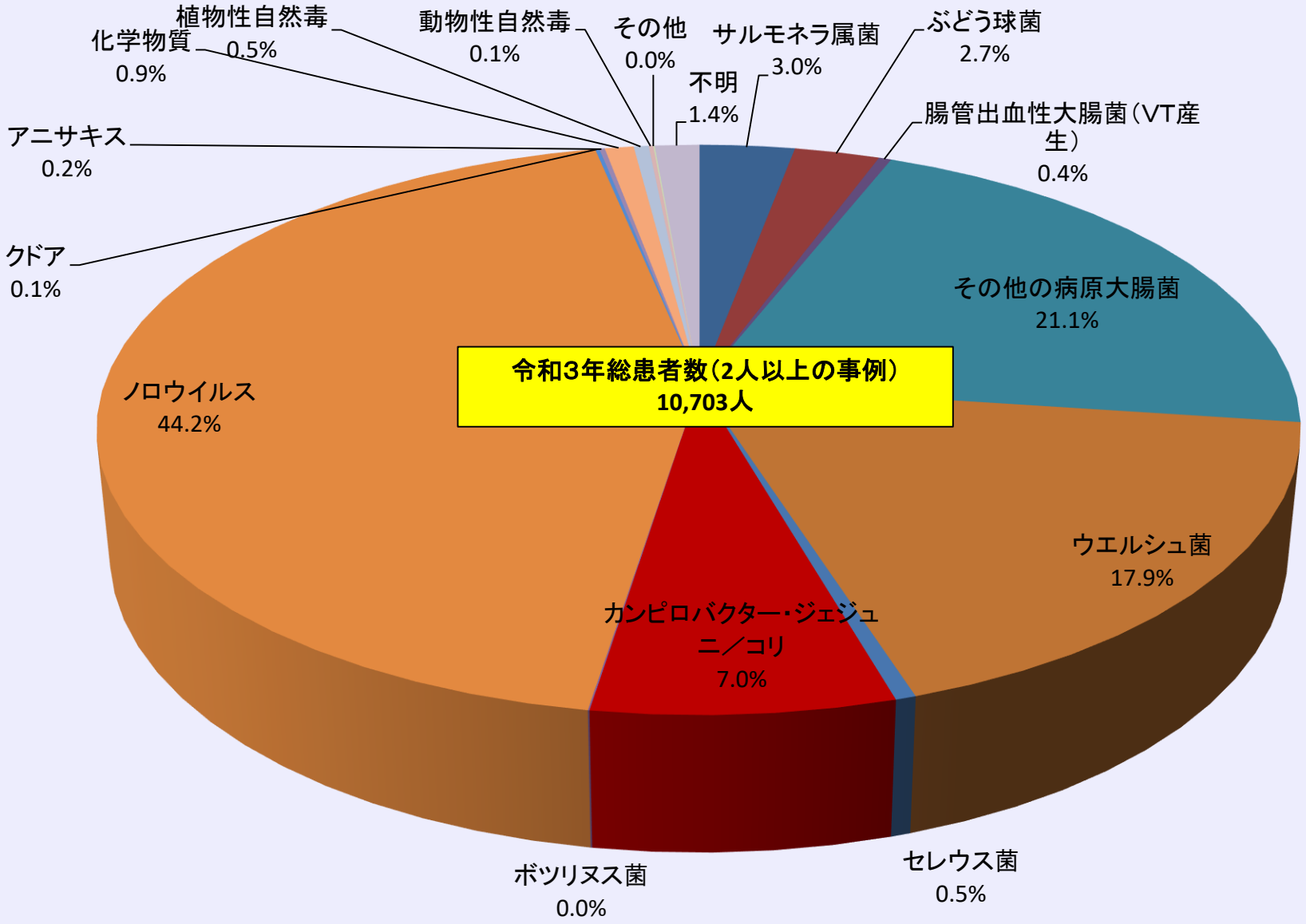


詳細は、資料2（令和3年食中毒発生状況）28ページ参照

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 摂食場所を家庭とする食中毒事件の月別発生状況

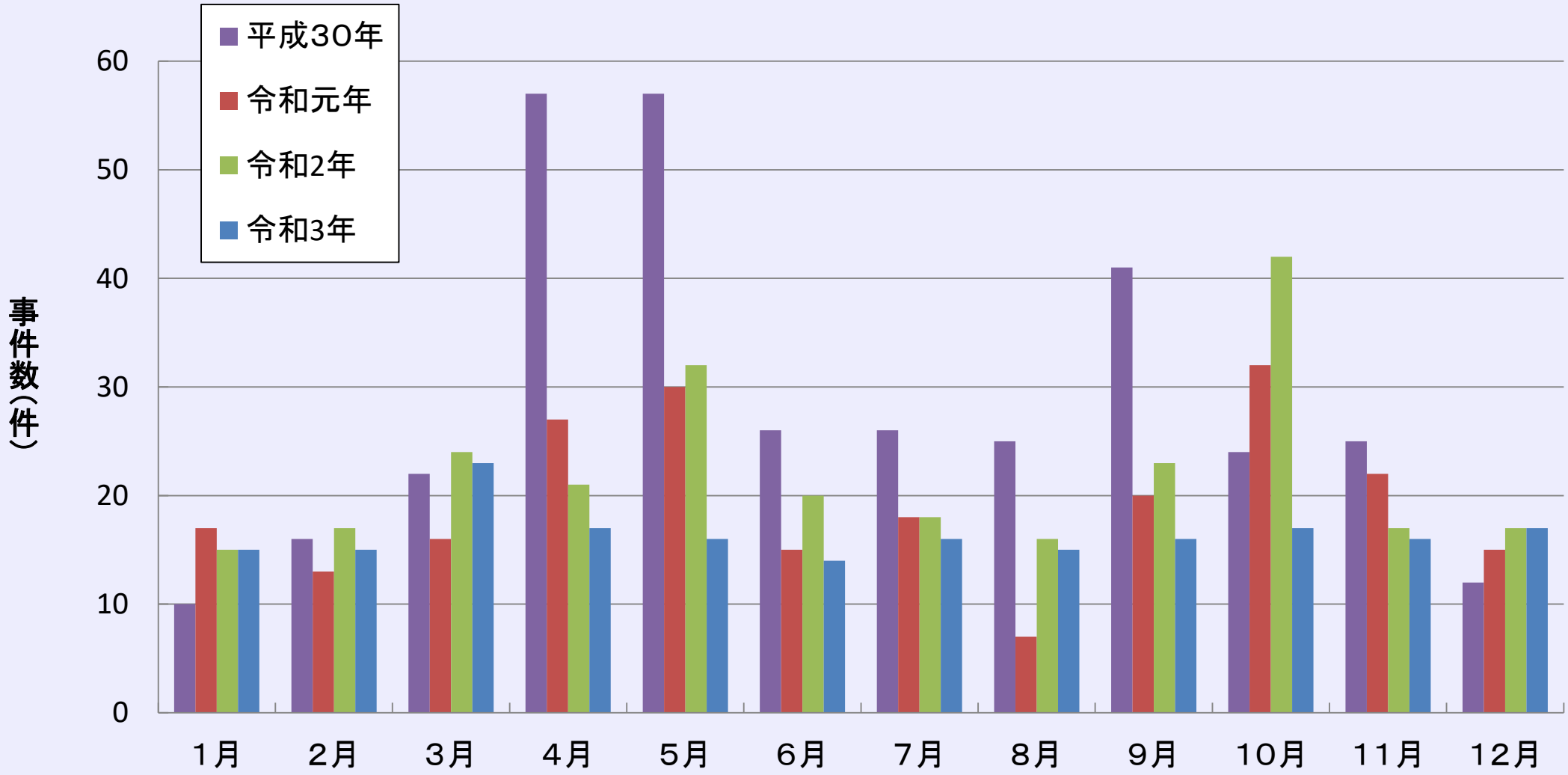


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 原因施設を飲食店とする食中毒事件の月別発生状況

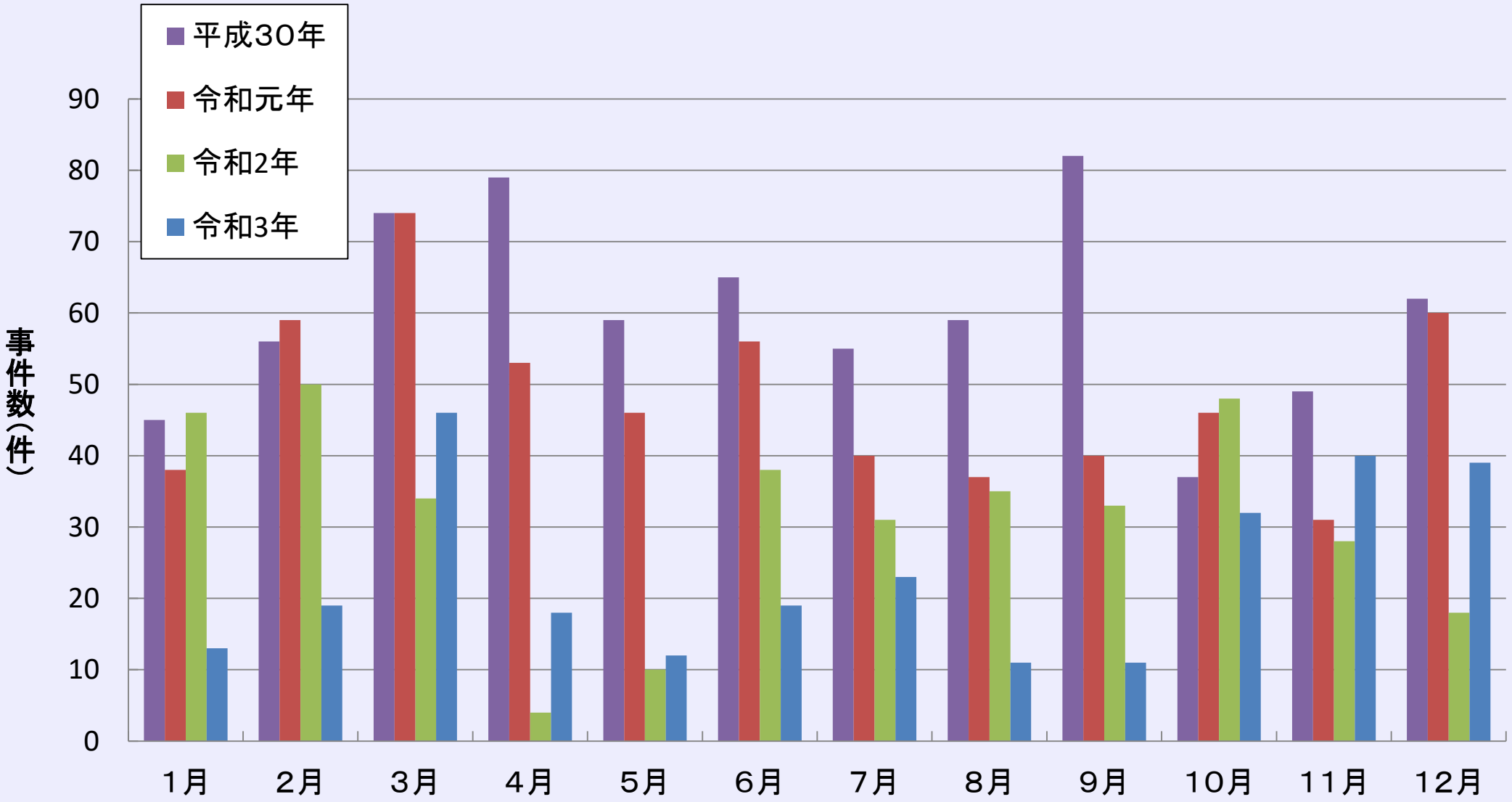


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 原因施設（飲食店）のアニサキス食中毒事件の月別発生状況

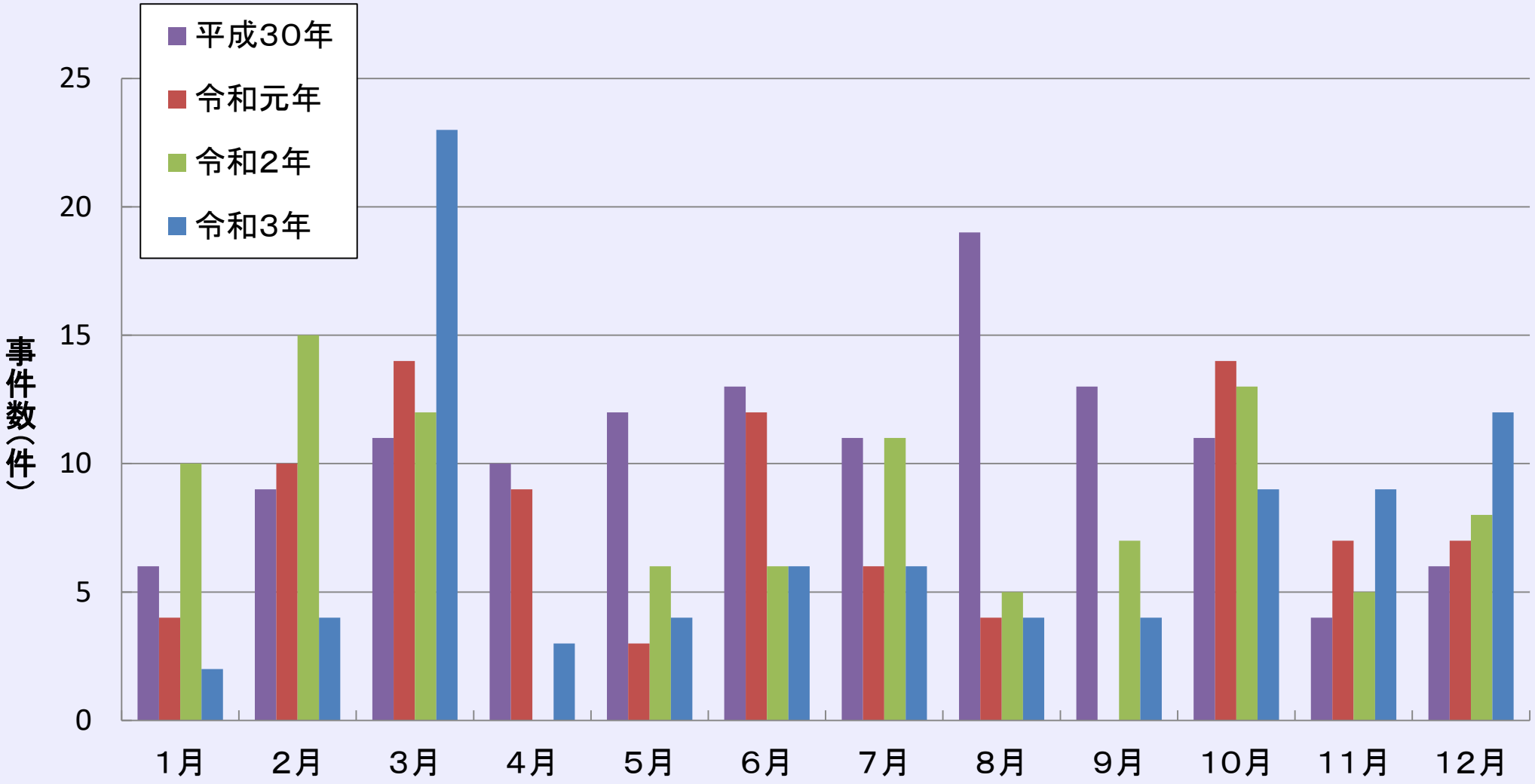


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 原因施設（飲食店）のカンピロバクター食中毒事件の月別発生状況

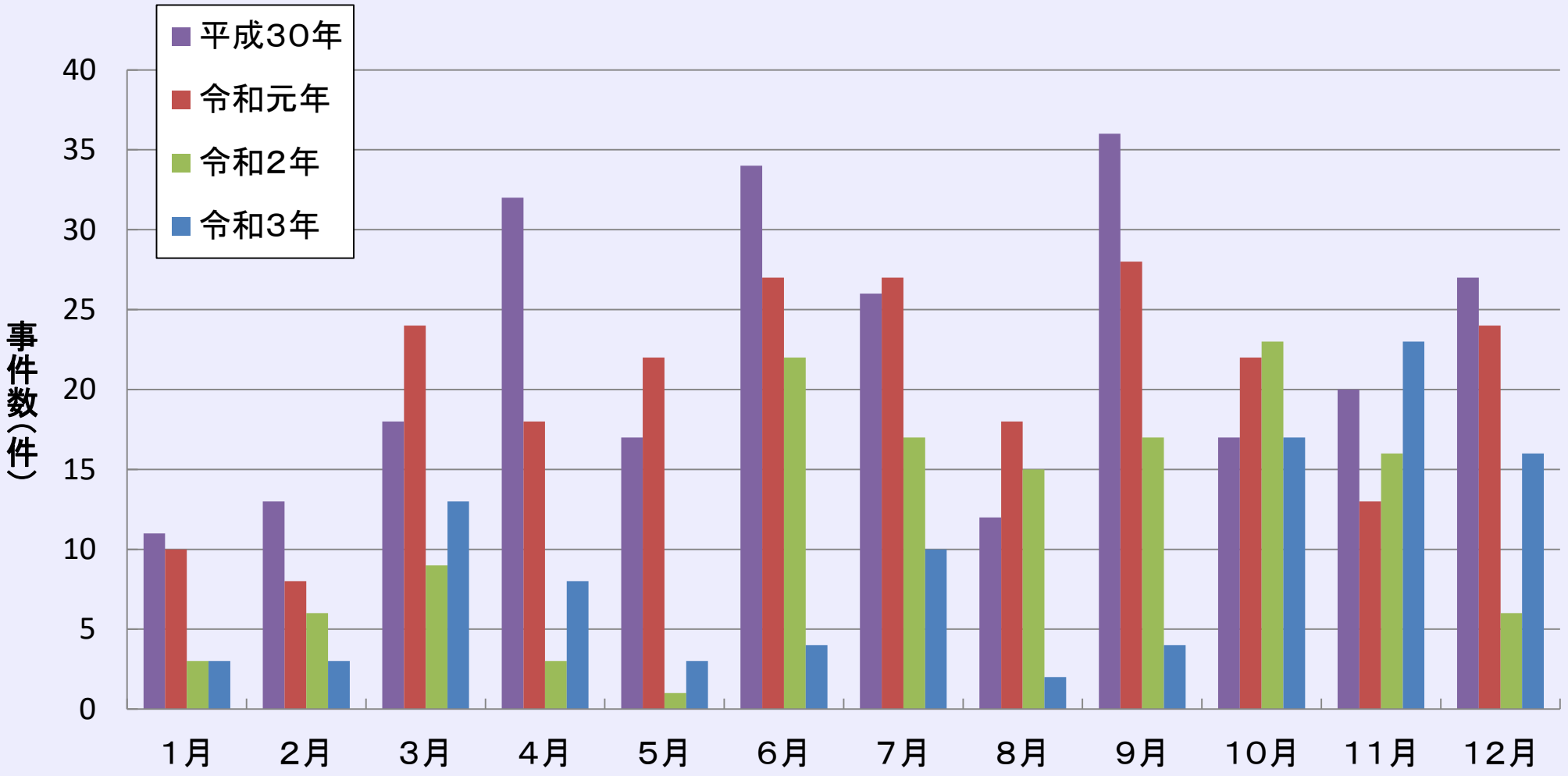


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 原因施設（飲食店）のノロウイルス食中毒事件の月別発生状況

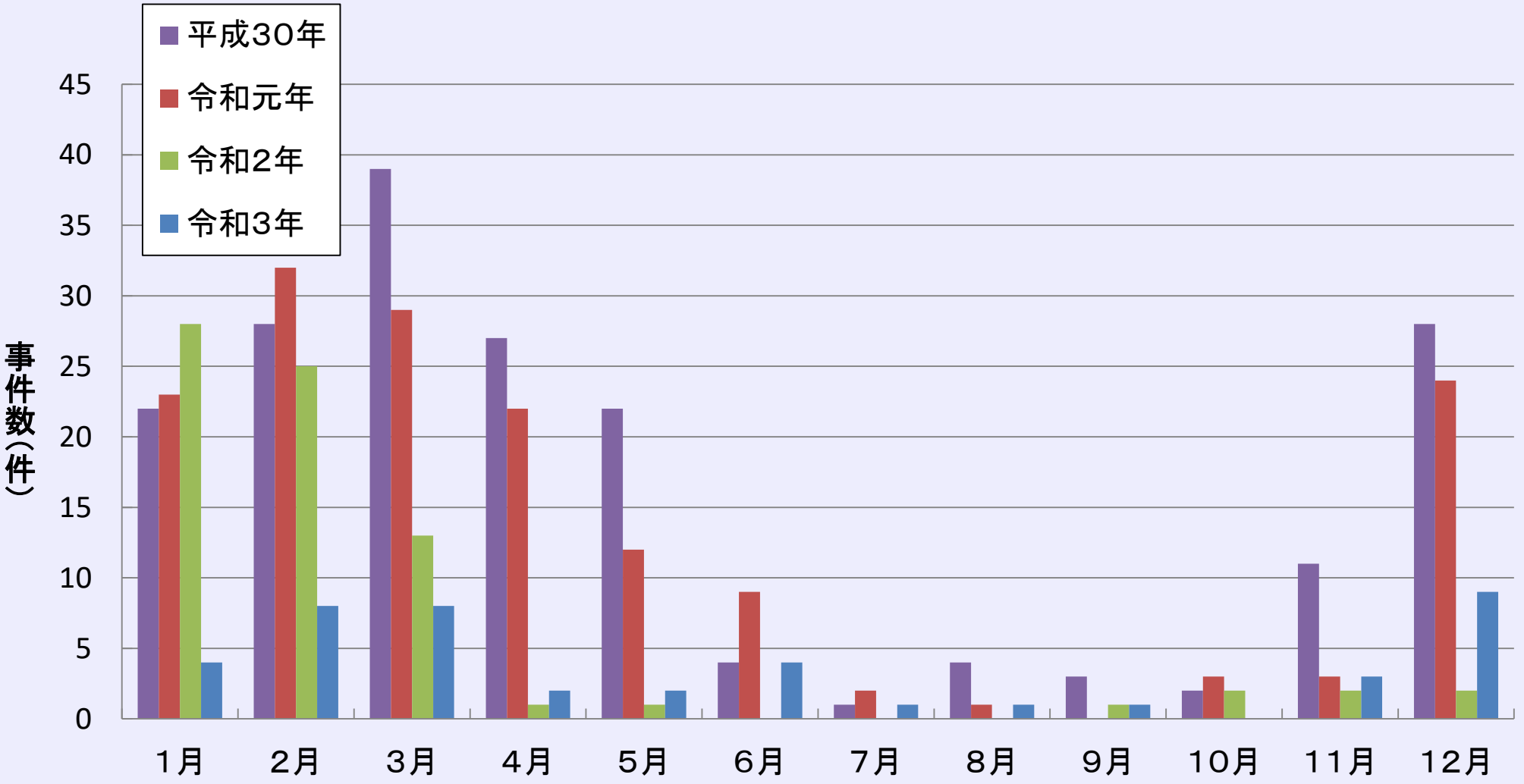


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

週別ＳＲＳＶ（ノロウイルス、サポウイルス）検出報告数、過去4シーズンとの比較、2017/18～2021/22シーズン

（病原微生物検出情報： 2022年3月7日 作成）

＊各都道府県市の地方衛生研究所等からの検出報告を図に示した

IASR
Infectious Agents Surveillance Report

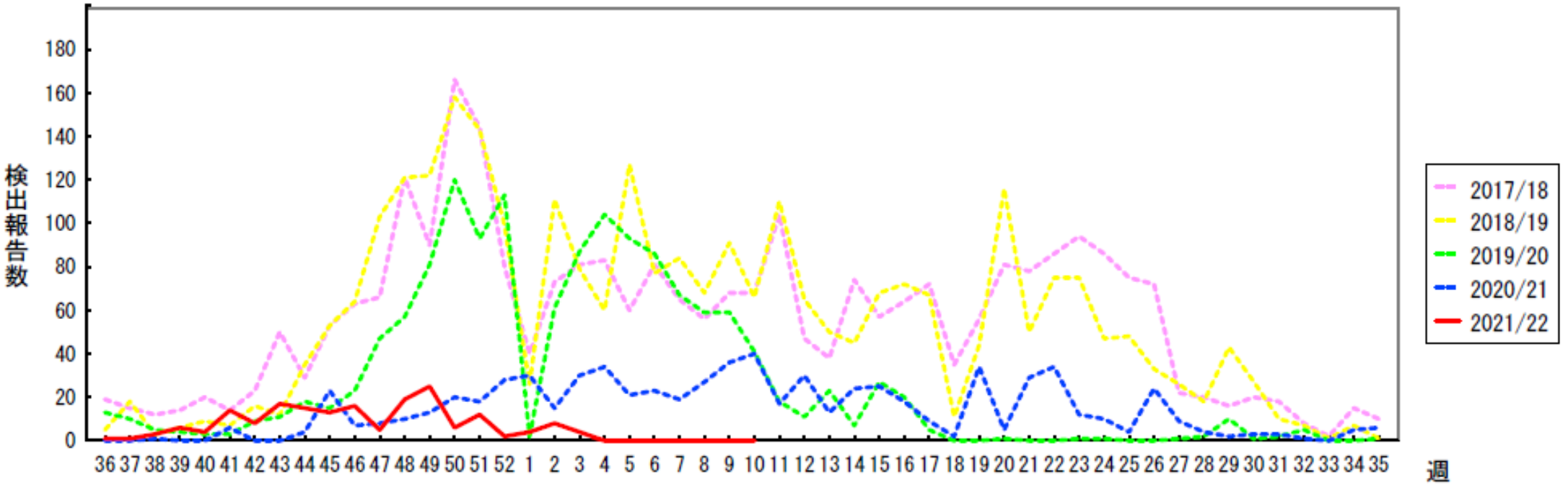


出典：国立感染症研究所ホームページ

# 原因施設が飲食店または仕出屋であり、摂食場所を家庭とする食中毒事件の年別発生比較

| 発生年 | 原因施設が飲食店または仕出屋<br>かつ摂食場所家庭の事件数（件） | 総事件数（件） |
|---|---|---|
| 平成30年 | 31件 | 1,330件 |
| 令和元年 | 15件 | 1,062件 |
| 令和2年 | 24件 | 887件 |
| 令和3年 | 24件 | 717件 |

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 参　考　資　料

# 持ち帰り・宅配食品における食中毒予防

（厚労省の対応）
　都道府県に対し、新たに持ち帰りや宅配等を始める飲食店営業者に対して、一般的衛生管理の徹底に加えて、他に注意すべき事項を別途実施するよう指導するとともに、消費者に対しても、これら食品は速やかに喫食するよう、注意喚起する旨通知した。
（「飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について」薬生食監発0508第2号令和２年５月８日）

　また、新たに持ち帰りや宅配等のサービスを開始する飲食店営業者向けの注意喚起のリーフレットを作成し、都道府県へ通知するほか、厚生労働省HPに公開した。
（「飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について（その2）」薬生食監発0612第1号令和２年６月12日）

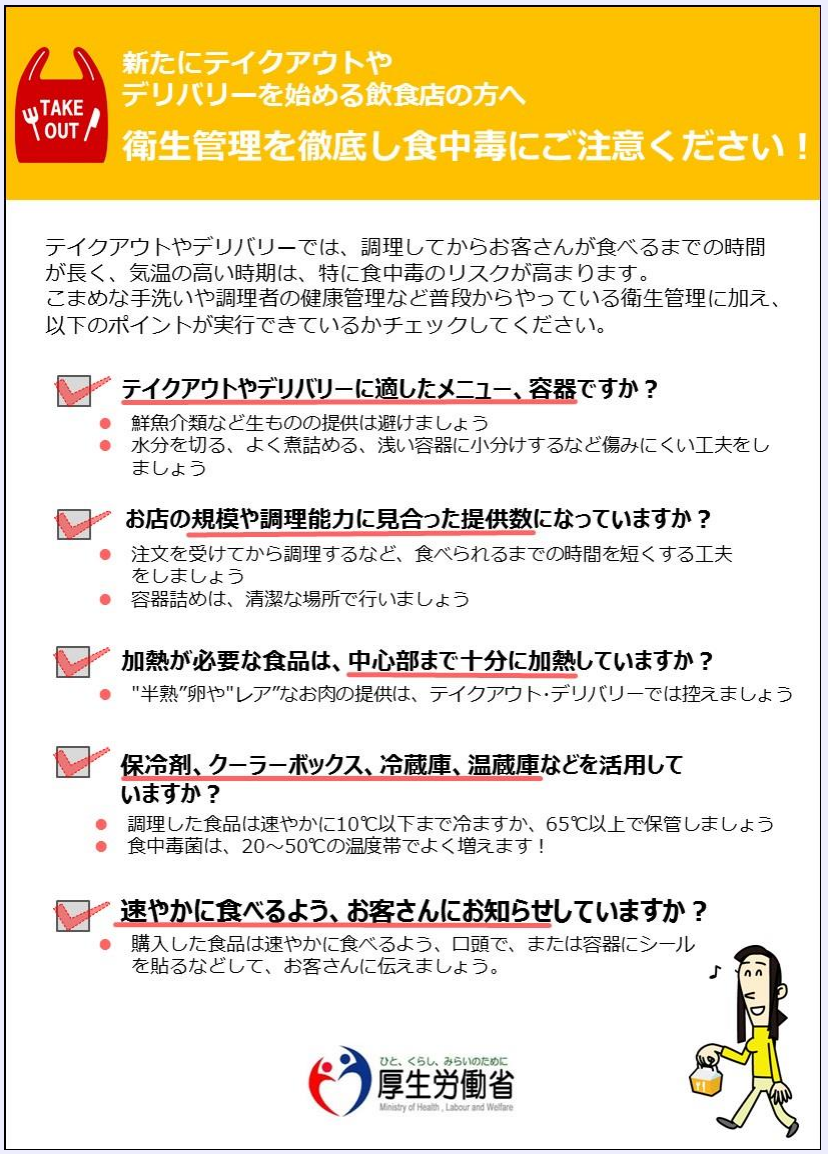


※リーフレット

# アニサキスの食中毒予防

生鮮魚介類を扱う飲食店・販売店・調理施設・給食施設などの皆さまへ

## アニサキスによる食中毒を予防しましょう

**生鮮魚介類に寄生したアニサキスによる食中毒が発生しています**

### アニサキスの特徴

◆寄生虫（線虫類）
◆約2cm～3cmで、白色の少し太い糸状
◆アニサキス幼虫が寄生している魚介類
　**サバ、アジ、サンマ、カツオ、イワシ、サケ、イカなど**

### 食中毒の症状

アニサキス幼虫が寄生する生鮮魚介類を食べた後、
◆数～十数時間後に、激しいみぞおちの痛み、吐き気、嘔吐。
　→　急性胃アニサキス症
◆十数時間後以降に、激しい下腹部の痛み。
　→　急性腸アニサキス症

### 食中毒発生状況

◆アニサキスによる食中毒の50%以上が飲食店又は販売店で発生しています。

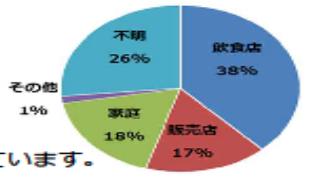


### 予防方法

**まずは、鮮度を徹底！目視で確認！**

◆新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。
※アニサキス幼虫は寄生している魚介類が死亡し、時間が経過すると、内臓から筋肉に移動することが知られています。内臓が付いた魚を仕入れた場合は、速やかに内臓を取り除きましょう。

◆魚の内臓を生で提供しない。

◆目視で確認して、アニサキス幼虫を除去する。

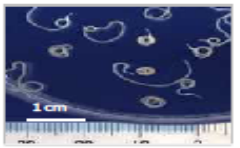

提供：東京都健康安全研究センター
サバに寄生したアニサキス幼虫の写真

**さらに、冷凍・加熱が有効！**

◆冷凍する。（-20℃で24時間以上）
◆加熱する。（70℃以上、または 60℃なら1分）
※一般的な料理で使う食酢での処理、塩漬け、しょうゆやわさびでは、アニサキス幼虫は死滅しません。

厚生労働省ホームページ「アニサキスによる食中毒を予防しましょう」もご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042953.html

厚生労働省

# 有毒植物における食中毒予防

（厚労省の対応）
都道府県に対し、一般のほか、高齢者施設等を通じた効果的な広報、食品等関係事業者に注意喚起を実施するよう通知。

# 植物性自然毒による患者年齢別発生状況（平成29年～令和3年）

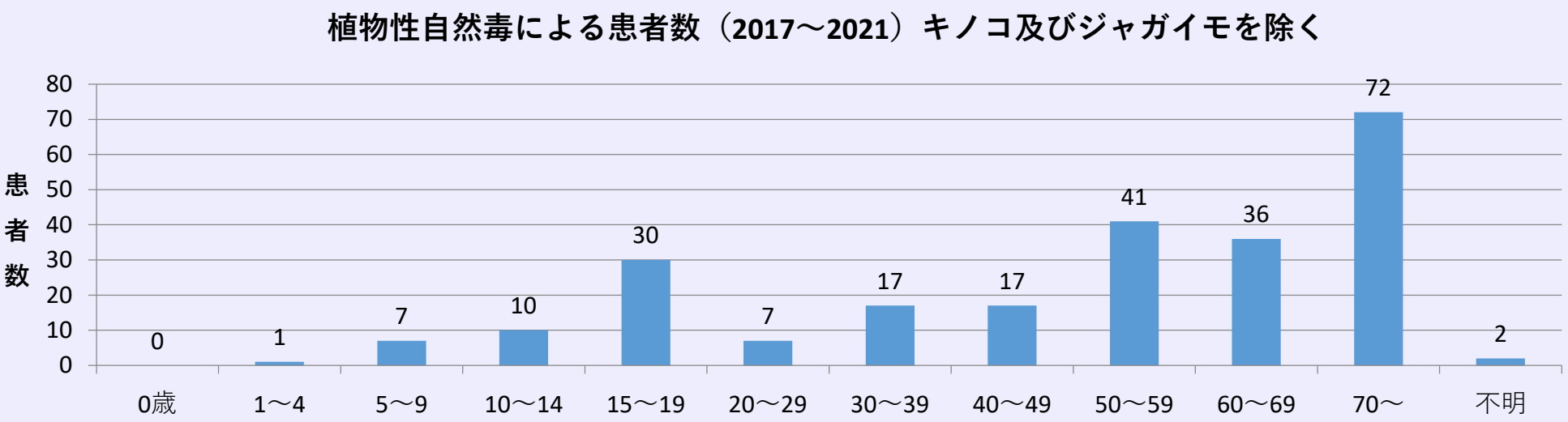


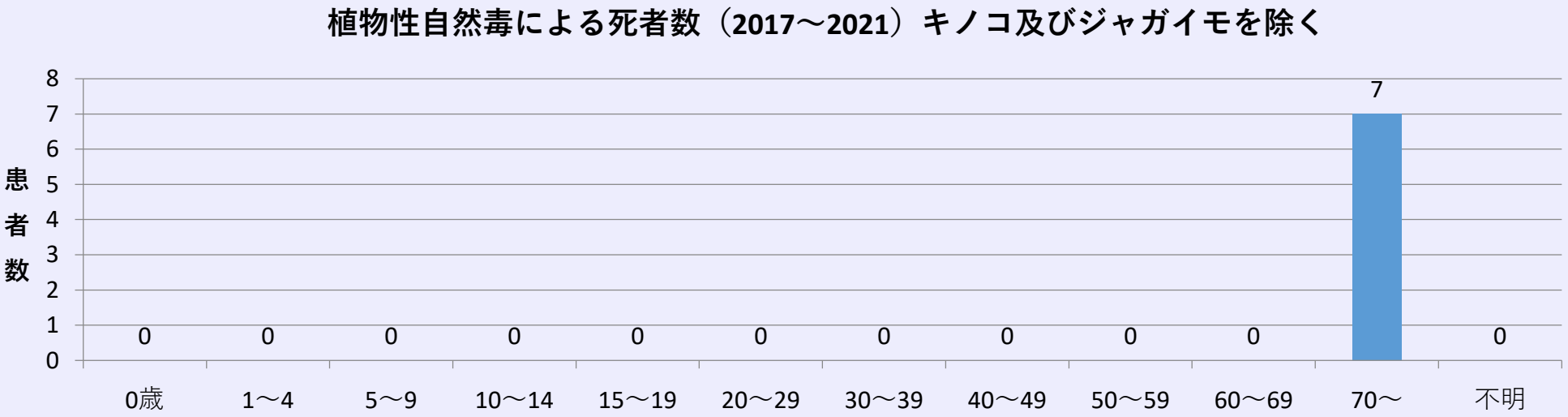

# 過去10年間の有毒植物による食中毒発生状況（平成24年～令和3年）

| 植物名 | 間違えやすい植物の例<br>（「自然毒のリスクプロファイル」より） | 平成24～令和3年 | | | 令和3年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事件数 | 患者数 | 死亡数 | 事件数 | 患者数 | 死亡数 |
| スイセン | ニラ、ノビル、タマネギ | 62 | 195 | 1 | 4 | 6 | 0 |
| ジャガイモ | ※親芋で発芽しなかったイモ、光に当たって皮がうすい黄緑～緑色になったイモの表面の部分、芽が出てきたイモの芽及び付け根部分などは食べない。 | 17 | 280 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| チョウセンアサガオ | ゴボウ、オクラ、モロヘイヤ、アシタバ、ゴマ | 11 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| バイケイソウ | オオバギボウシ、ギョウジャニンニク | 19 | 41 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| クワズイモ | サトイモ | 19 | 42 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| イヌサフラン | ギボウシ、ギョウジャニンニク、ジャガイモ、タマネギ | 19 | 26 | 11 | 2 | 2 | 1 |
| トリカブト | ニリンソウ、モミジガサ | 9 | 17 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| コバイケイソウ | オオバギボウシ、ギョウジャニンニク | 4 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヨウシュヤマゴボウ | ヤマゴボウ | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 観賞用ヒョウタン | ヒョウタン | 3 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハシリドコロ | フキノトウ、ギボウシ | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| キダチタバコ | カラシナ、カラシ | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ユウガオ | ヒョウタン、※まれに高ククルビタシン含量のユウガオによる中毒もある。苦みの強いものは摂食しない方がよい。 | 3 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| スノーフレーク | ニラ | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヒガンバナ | ニラ、ノビル、タマネギ | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タガラシ | セリ | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他（タマスダレ、ヒメザゼンソウ、グロリオサ等）　注：グロリオサ | | 19 | 37 | 1[注] | 6 | 9 | 0 |
| 不明 | | 5 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 201 | 749 | 16 | 15 | 20 | 1 |

（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 毒キノコにおける食中毒予防

（厚労省の対応）
都道府県に対し、一般のほか、食品関係事業者に注意喚起を実施するよう通知するだけでなく、農林水産省宛て関係機関及び関係団体に対して周知を呼びかけるよう依頼した。

※リーフレット

# 毒キノコによる食中毒発生状況（種類別発生状況）（平成24～令和3年）

| きのこの種類 | 間違えやすい食用キノコの例（「自然毒のリスクプロファイル」より） | 平成24～令和3年 | | | 令和3年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事件数 | 患者数 | 死者数 | 事件数 | 患者数 | 死者数 |
| ツキヨタケ | ヒラタケ、ムキタケ、シイタケ | 149 | 462 | 0 | 7 | 25 | 0 |
| クサウラベニタケ | ウラベニホテイシメジ，ホンシメジ，ハタケシメジ | 47 | 138 | 0 | 2※ | 4※ | 0※ |
| テングダケ | — | 17 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドクササコ | ナラタケ，ホテイシメジ，アカハツ，チチタケ | 8 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| イボテングタケ | — | 6 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カキシメジ | ニセアブラシメジ，チャナメツムタケ，シイタケ | 9 | 30 | 0 | 1 | 9 | 0 |
| イッポンシメジ | — | 5 | 16 | 0 | 1※ | 1※ | 0※ |
| オオシロカラカサタケ | — | 6 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニガクリタケ | ナメコ，クリタケ，ナラタケ，ナラタケモドキ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オオワライタケ | — | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニセショウロ | — | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハイイロシメジ | — | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヒカゲシビレタケ | シロマツタケモドキ，ハラタケ，ツクリタケ | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タマゴダケモドキ | キタマゴタケ | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドクツルタケ | シロマツタケモドキ，ハラタケ，ツクリタケ | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニセクロハツ | クロハツ，クロハツモドキ | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| オオシビレタケ | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カブラアセタケ | — | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | — | 18 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | — | 24 | 58 | 2 | 2 | 4 | 0 |
| 合計 | | 302 | 820 | 3 | 13 | 43 | 0 |

※イッポンシメジ、クサウラベニタケが疑われるのでイッポンシメジ、クサウラベニタケの両方に計上している。　（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 毒キノコによる食中毒（月別発生状況）

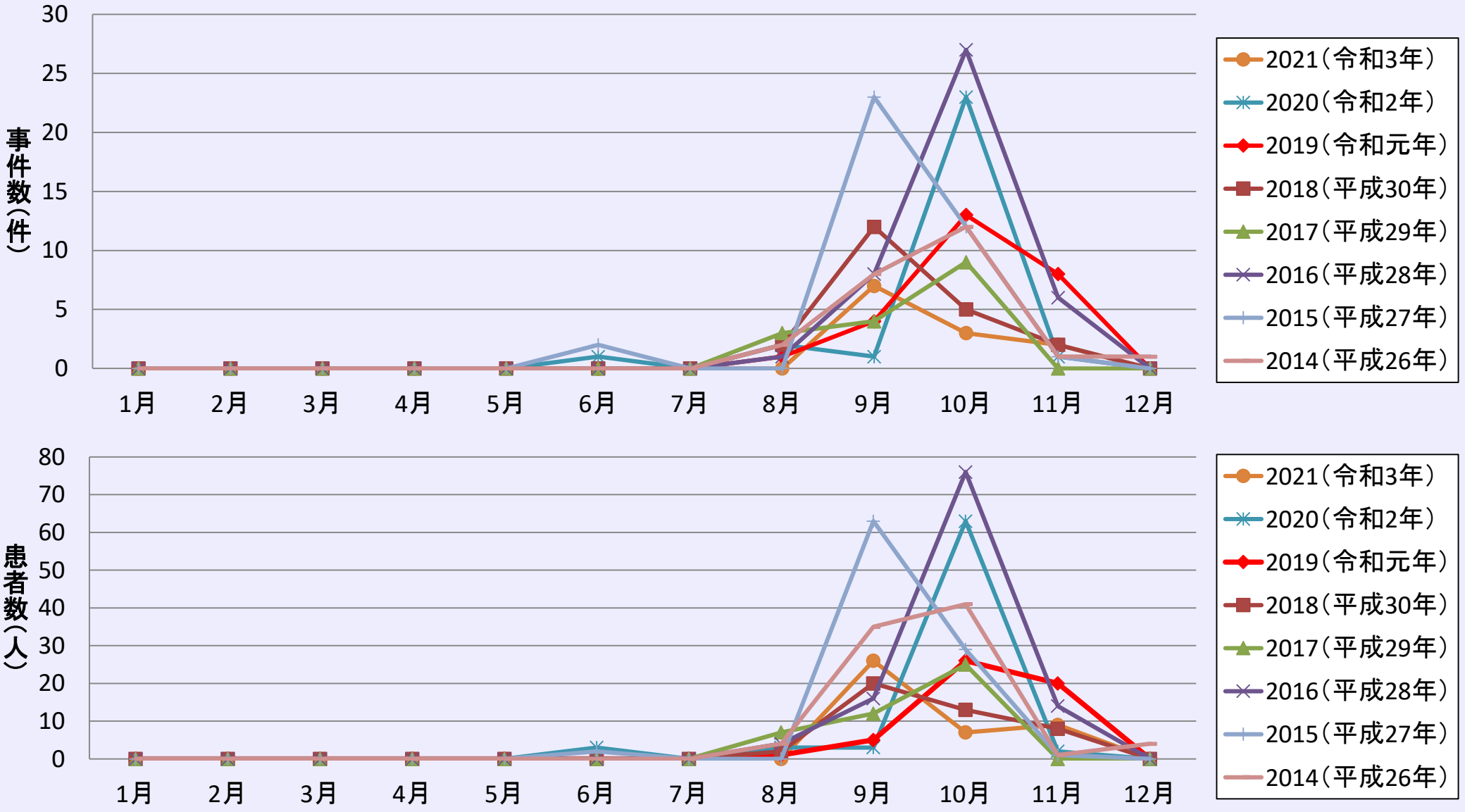


（資料出所）厚生労働省「食中毒統計調査」

# 乳処理施設の監視指導の徹底について（牛乳による食中毒）

薬生食監発 0818 第１号
令 和 ３ 年 ８ 月 １８ 日

各 ( 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 ) 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

乳処理施設の監視指導の徹底について

令和３年６月に富山市において発生した集団食中毒事案については、同市の調査により、市内の小規模乳処理施設で製造された牛乳を原因とするものと判断されたところです。

本事案の調査の過程において、現時点で因果関係は不明ですが、当該製造施設において製造された牛乳（製品）の一部で大腸菌群が検出されたほか、配管結合部のパッキン等の損傷や乳成分の残存などの施設内の設備の管理不備があったことや、製造及び保存に関する記録が適切に残されていなかったこと、機器の操作や洗浄作業などについて、一部手順書が作成されておらず作業内容が明確化されていなかったことなど、HACCP に沿った衛生管理が適切に実施されていなかったことが確認されております。

ついては、貴管内の小規模乳処理施設に対して、牛乳の製造に係る一連の工程が、各事業所の作成した衛生管理計画等に基づき適切に運用されていることを、厚生労働省が内容を確認した手引書に基づき確認し、不備な点があれば、適切に助言･指導するようよろしくお願いします。

なお、当該食中毒の病因物質及びその汚染原因等については、現在も引き続き調査･研究が行われていることを申し添えます。

# 令和3年の緊急事態宣言区域及び期間

- １月８日から２月７日まで、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とした。【4都県】
- １月14日から栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。【11都府県】
- ３月７日まで延長するとともに、２月８日から、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。【10都府県】
- ３月１日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とした。【4都県】
- ３月21日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とした。【4都県】
- ３月21日をもって、緊急事態を終了。
- ４月25日から５月11日までとし、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。【4都府県】
- ５月31日まで延長するとともに、５月12日から、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。【6都府県】
- ５月16日から、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県とした。【9都道府県】
- ６月20日まで延長するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域に、５月23日から、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県とした【10都道府県】。その際、緊急事態措置を実施すべき期間を、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については５月31日まで、沖縄県については６月20日までとした。
- 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について６月20日まで延長した。
- ７月11日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、６月21日から、沖縄県とした。【1県】
- ８月22日まで延長するとともに、７月12日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、東京都及び沖縄県とした。【2都県】
- ８月31日まで延長するとともに、８月２日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県とした。【6都府県】
- ９月12日まで延長するとともに、８月20日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県とした。【13都府県】
- ８月27日から、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県とした。【21都道府県】
- ９月30日まで延長するとととともに、緊急事態措置を実施すべき区域を、９月13日から北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県とした。【19都道府県】
- ９月30日をもって、緊急事態を終了。

内閣官房のHPより作成（https://corona.go.jp/news/pdf/houkoku_r031008.pdf）

# 令和3年のまん延防止等重点措置区域及び期間　1／3

**2021年4月1日　まん延防止等重点措置**

令和3年4月5日から5月5日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、大阪府及び兵庫県の区域とする。

**2021年4月9日　区域変更(6都府県)**

令和3年4月5日から5月11日までとする。

・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和3年4月5日から5月5日までとする。

・京都府及び沖縄県については、令和3年4月12日から5月5日までとする。

・東京都については、令和3年4月12日から5月11日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

**2021年4月16日　区域変更(10都府県)**

令和3年4月5日から5月11日までとする。

・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和3年4月5日から5月5日までとする。

・京都府及び沖縄県については、令和3年4月12日から5月5日までとする。

・東京都については、令和3年4月12日から5月11日までとする。

・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

**2021年4月23日(適用日:4月25日)　区域変更(7県)**

令和3年4月5日から5月11日までとする。

・宮城県については、令和3年4月5日から5月11日までとする。

・沖縄県については、令和3年4月12日から5月11日までとする。

・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。

・愛媛県については、令和3年4月25日から5月11日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

**2021年5月7日　期間延長(～5月31日)、区域変更(8道県)**

令和3年4月5日から5月31日までとする。

・宮城県については、感染状況等に特段の事情がない限り、令和3年4月5日から5月11日までとし、期間の延長は行わないこととする。

・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。

・愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。

・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。

・北海道、岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

**2021年5月14日(適用日:5月16日)　区域変更(10県)**

令和3年4月12日から6月13日までとする。

・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。

・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。

・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。

・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県の区域とする。

**2021年5月21日(適用日:5月23日)　区域変更(8県)**

令和3年4月12日から6月13日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。

・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。

・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

# 令和3年のまん延防止等重点措置区域及び期間　2／3

**2021年5月28日　期間延長**

令和3年4月20日から6月20日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から6月20日までとする。

・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から6月20日までとする。

・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

**2021年6月10日(適用日:6月14日)　区域変更(5県)**

令和3年4月20日から6月20日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から6月20日までとする。

・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から6月20日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県の区域とする。

**2021年6月17日(適用日:6月21日)　期間延長、区域変更(10都道府県)**

令和3年4月20日から7月11日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から7月11日までとする。

・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和3年6月21日から7月11日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

**2021年7月8日(適用日:7月12日)　期間延長、区域変更(4府県)**

令和3年4月20日から8月22日までとする。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から8月22日までとする。

・大阪府については、令和3年6月21日から8月22日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

**2021年7月30日(適用日:8月2日)　区域変更(5道府県)**

令和3年8月2日から8月31日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

**2021年8月5日　区域変更(13道府県)**

令和3年8月2日から8月31日までとする。

・北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県については、令和3年8月2日から8月31日までとする。

・福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和3年8月8日から8月31日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の区域とする。

**2021年8月17日(適用日:8月20日)　期間延長、区域変更(16道県)**

令和3年8月2日から9月12日までとする。

・北海道及び石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。

・福島県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。

・宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の区域とする。

# 令和3年のまん延防止等重点措置区域及び期間　3／3

**2021年8月25日(適用日:8月27日)　区域変更(12県)**

令和3年8月2日から9月12日までとする。
・石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。
・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。
・富山県、山梨県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。
・高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県については、令和3年8月27日から9月12日までとする。
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

**2021年9月9日(適用日:9月13日)　期間延長(～9月30日)、区域変更(8県)**

令和3年8月2日から9月30日までとする。
・石川県については、令和3年8月2日から9月30日までとする。
・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月30日までとする。
・香川県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月30日までとする。
・宮崎県については、令和3年8月27日から9月30日までとする。
・宮城県及び岡山県については、令和3年9月13日から9月30日までとする。
まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

**2021年9月28日　9月30日でまん延防止等重点措置終了**

内閣官房のHPより作成（https://corona.go.jp/emergency/）